

少子化対策特別部会（第13回）

平成20年10月6日（月）
17:00～19:00
厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 保育サービスの提供の新しい仕組みについて
2. 保育サービスの質について

[配付資料]

- 資料1 保育サービスの提供の新しい仕組みについて
(第12回少子化対策特別部会 資料2)
- 資料2 前回委員よりお求めのあった資料
- 資料3 保育サービスの提供の新しい仕組みについて(2)
- 資料4 保育サービスの質について
- 参考資料1 次世代育成支援に関する各種提言等
- 参考資料2 内海委員提出資料
- 参考資料3 吉田委員提出資料
- 参考資料4 庄司委員提出資料
- 参考資料5 「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催について

保育サービスの提供の新しい仕組みについて

(※第12回少子化対策特別部会 資料2)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

保育サービスの提供の新しい仕組みの検討に際しての前提

- 良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援が必要であり、所得等によって利用できるサービスの質など子どもの発達保障が左右されない仕組みが必要であること
- 情報の非対称性や、質や成果の評価に困難が伴うこと、選択者（保護者）と最終利用者（子ども）が異なることといった保育サービスの特性を踏まえ、保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点が重要であること
- 親としての成長の支援など保育サービスの提供者と保護者の関係は経済取引関係で捉えきれない相互性があること
- 急速な児童人口減が現実化している地域の保育機能の維持・向上が図られるような仕組みが必要であること
- 保育サービスは、利用の態様等から、生活圏で提供されることが基本の地域性の強いサービスであること
- 新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠であること

保育に係る制度改革の検討が必要となっている背景について

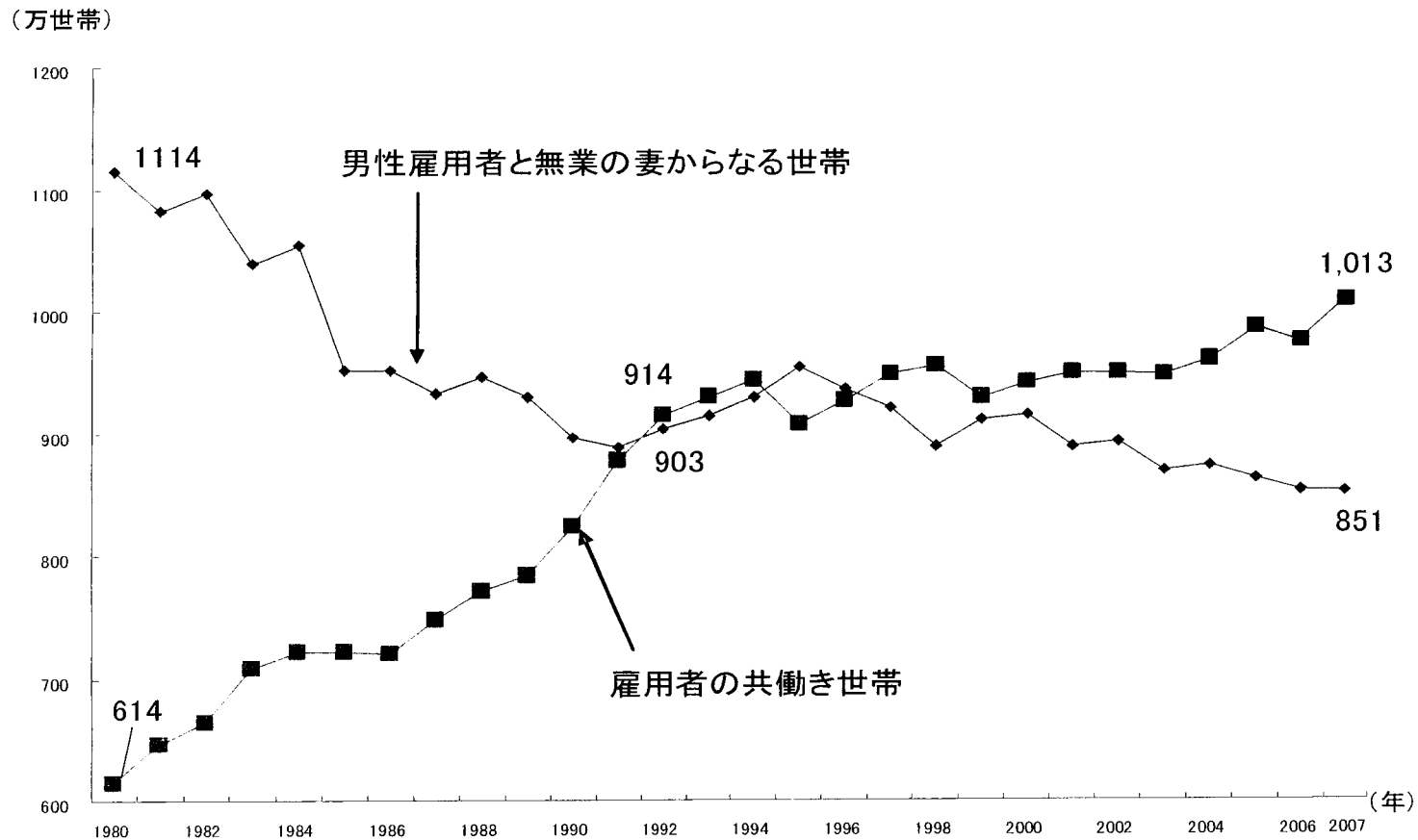
保育に係る制度改革の検討が必要となっている背景には、以下のような点があるのではないかと考えられる。

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化を背景に、保育需要が増大かつ多様化してきており、こうした変化に対応できる仕組みへの見直しの必要性
- 就労支援としての役割に対する期待の高まりと、サービスがより多くの子育て家庭に利用されるものとなってきたことに対応したシステムの見直しの要請
- 待機児童の解消が進まない現状からの保育サービスの利用保障や公的責任の強化の要請
 - ・ 現行制度の「保育の実施義務」は、地域の受け入れ能力がない場合には、公費の投入を伴わない「適切な保護」でもよいとする「実施義務の例外」が認められており、保育の実施を受けられるものとそうでないものとの公平性の確保が課題となっている。
- 働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、利用者視点に立った仕組みとする必要性、選択性の向上
 - ・ 提供側の視点からの時間帯による保育の区分ではなく、利用者の視点から、時間帯に関わりなく必要な時間（量）利用できる柔軟な仕組み
 - ・ 夜間勤務や不規則勤務など保護者の働き方によっては認可保育所を利用できないという状況が生じない仕組み

- 保護者・子どもと直接関わり、ニーズをきめ細やかに把握可能な立場にある認可保育所が利用者と向き合いながら、柔軟なサービス提供等サービスの質の向上を促す仕組みの要請
 - ・ 保育所入所の申請から利用開始までの迅速な対応
 - ・ 保護者とともに保育内容の充実、質の向上を図っていく仕組み
- 核家族化や地域のつながりの希薄化等に伴うすべての子育て家庭への支援の必要性
- 過疎化が進み、地域の子どもが著しく減少している地域において、地域の保育機能を維持し、子どもが集団の中で育まれる環境を保障する必要性
- 保育サービスの需要の増大に伴い、多額の公費を投入する制度となってきた中、制度の透明性・客観性の確保や、効率的な保育システムに向けた行政が公的役割を果たすべき部分の明確化の要請

共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。

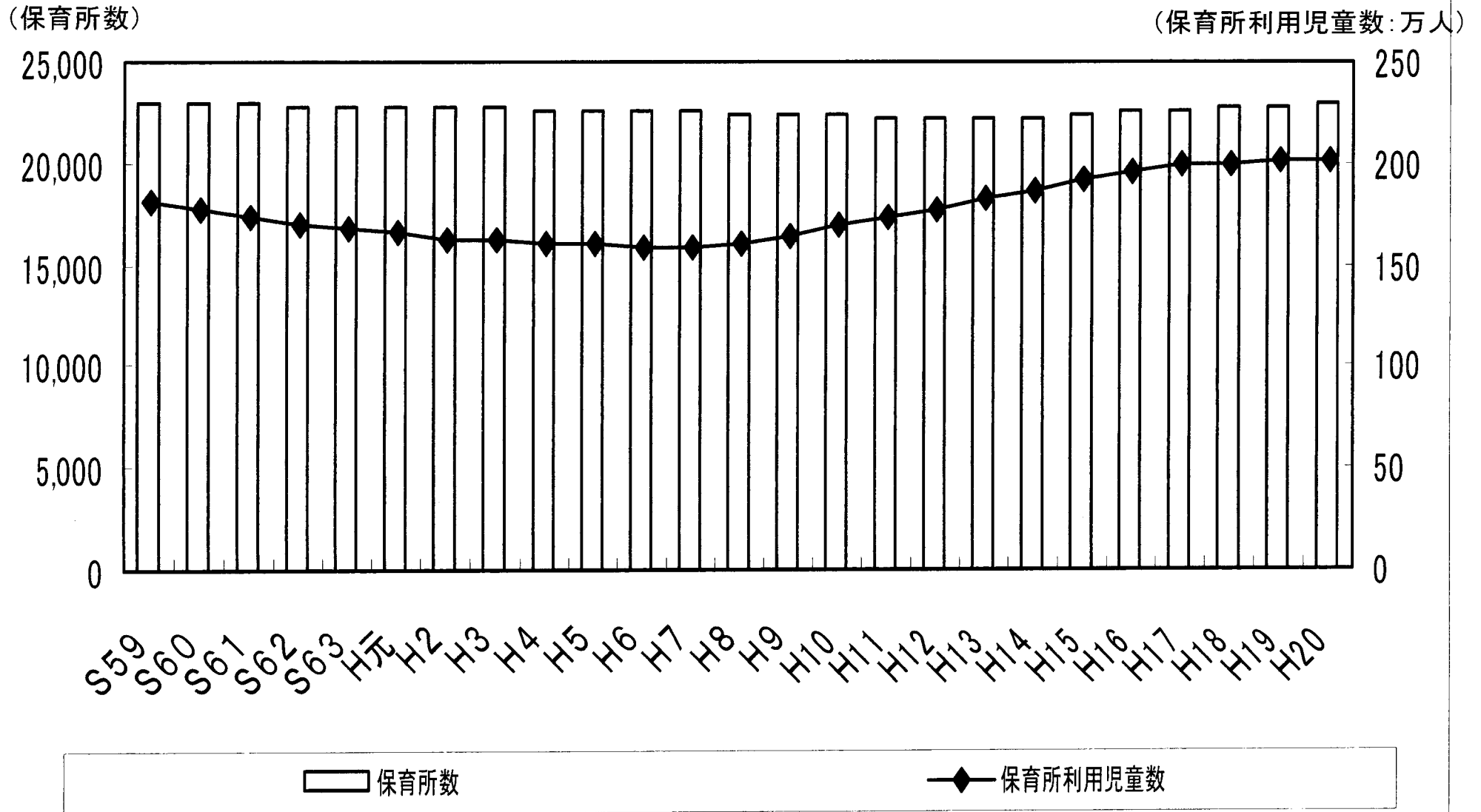


(備考)

1. 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

保育所数及び保育所利用児童数の推移

- 保育所利用児童数は平成6年まで若干減少していたが、その後、一貫して増加。
- 保育所運営費も、国・地方負担分を合計すると、1兆円超(平成20年度)の公費が投入されている。
(※国庫負担金の基準額を用いた推計。地方単独負担分を含まず。)



(資料)保育課調べ

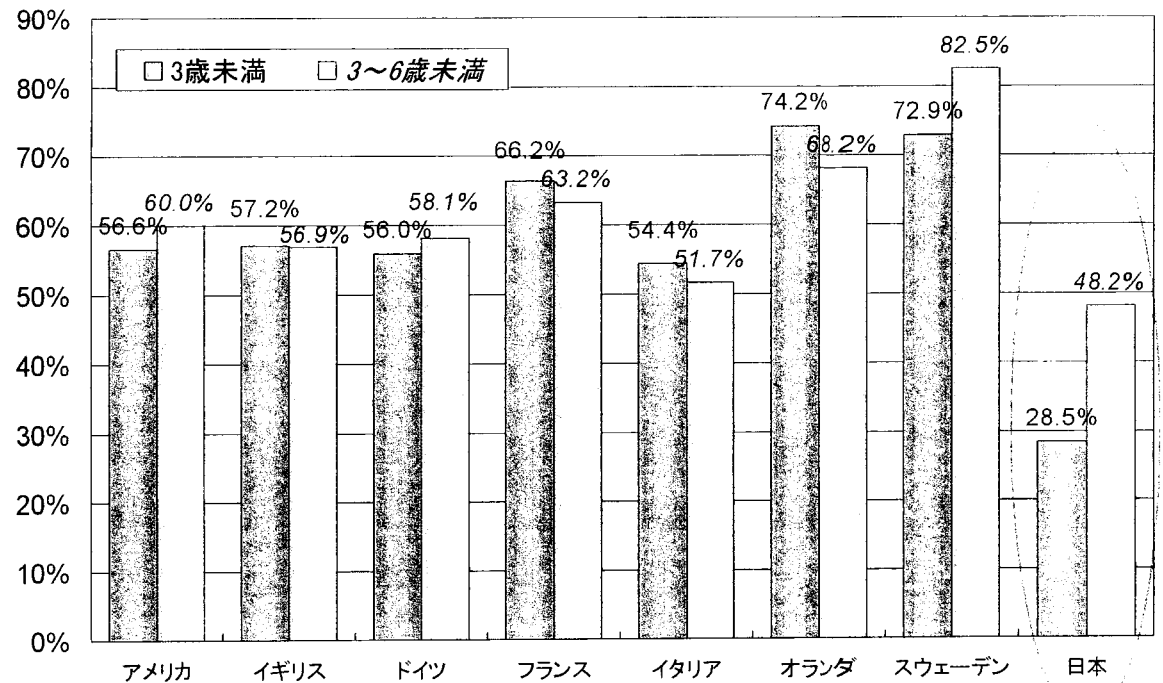
子どものいる女性の就業希望

○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における
母の就業状態(平成18年)

6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

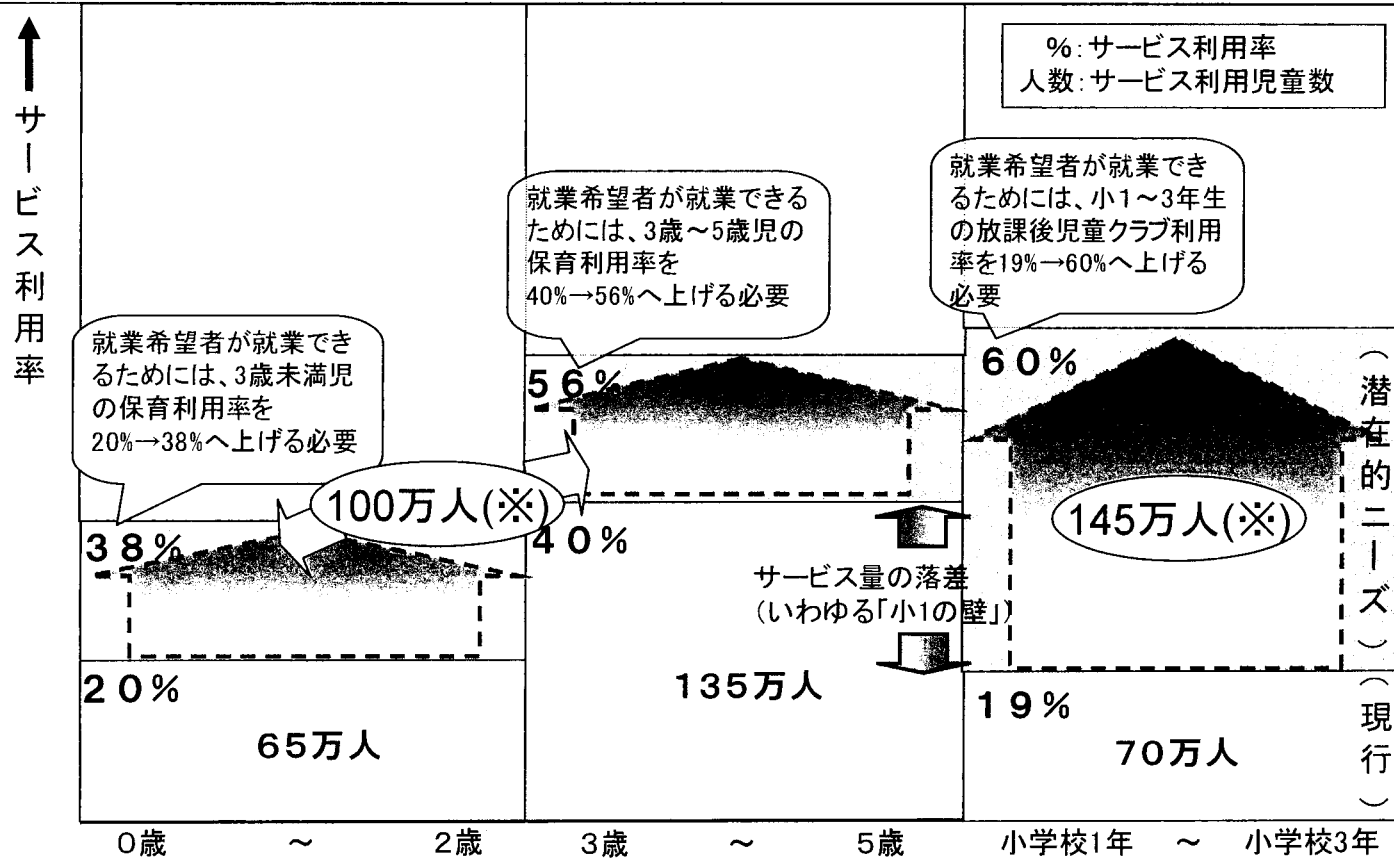


出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

出典: OECD: Society at a Glance 2005

女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どものいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数
(2006年)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

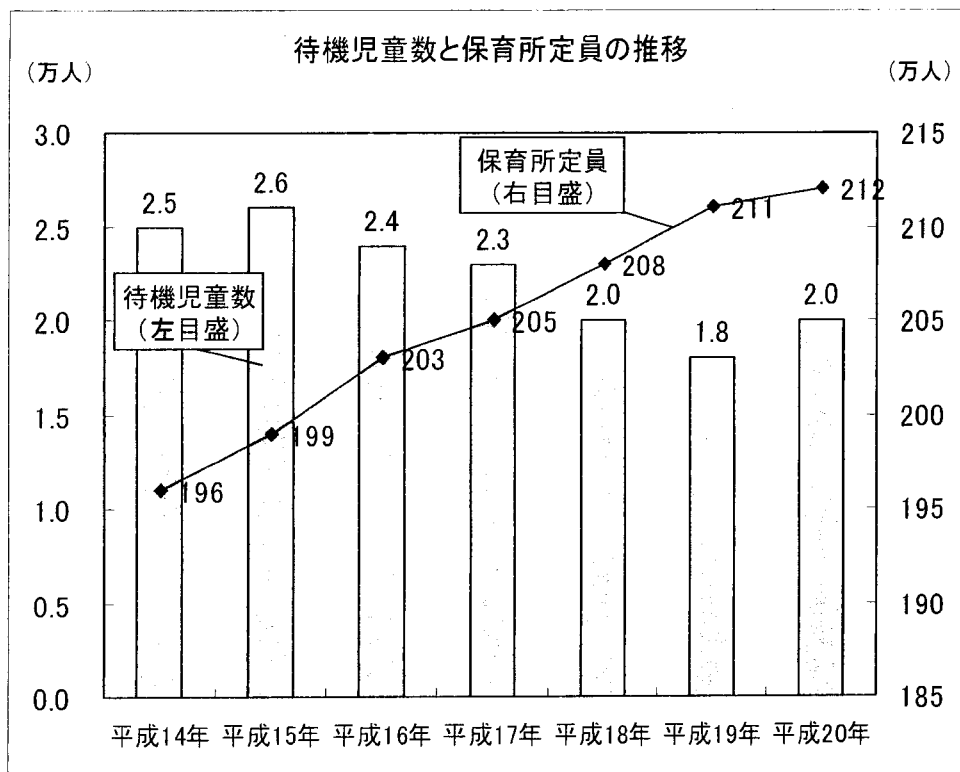
【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

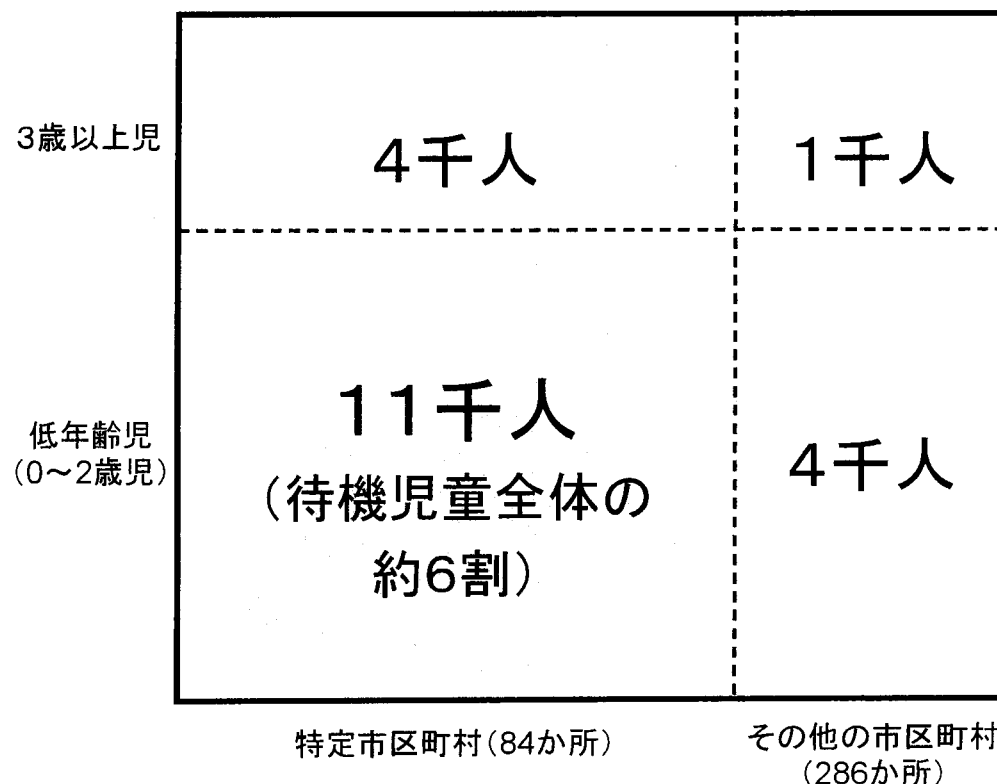
保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。
(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%。

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



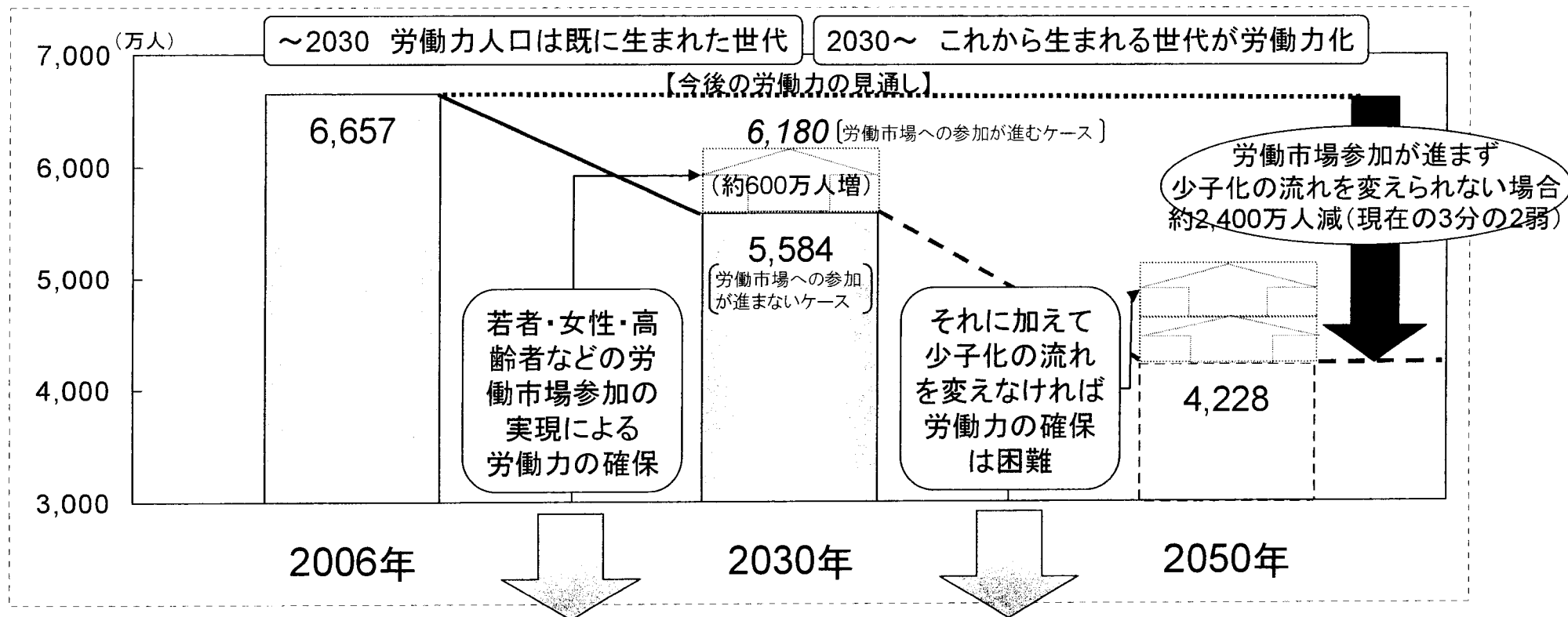
【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



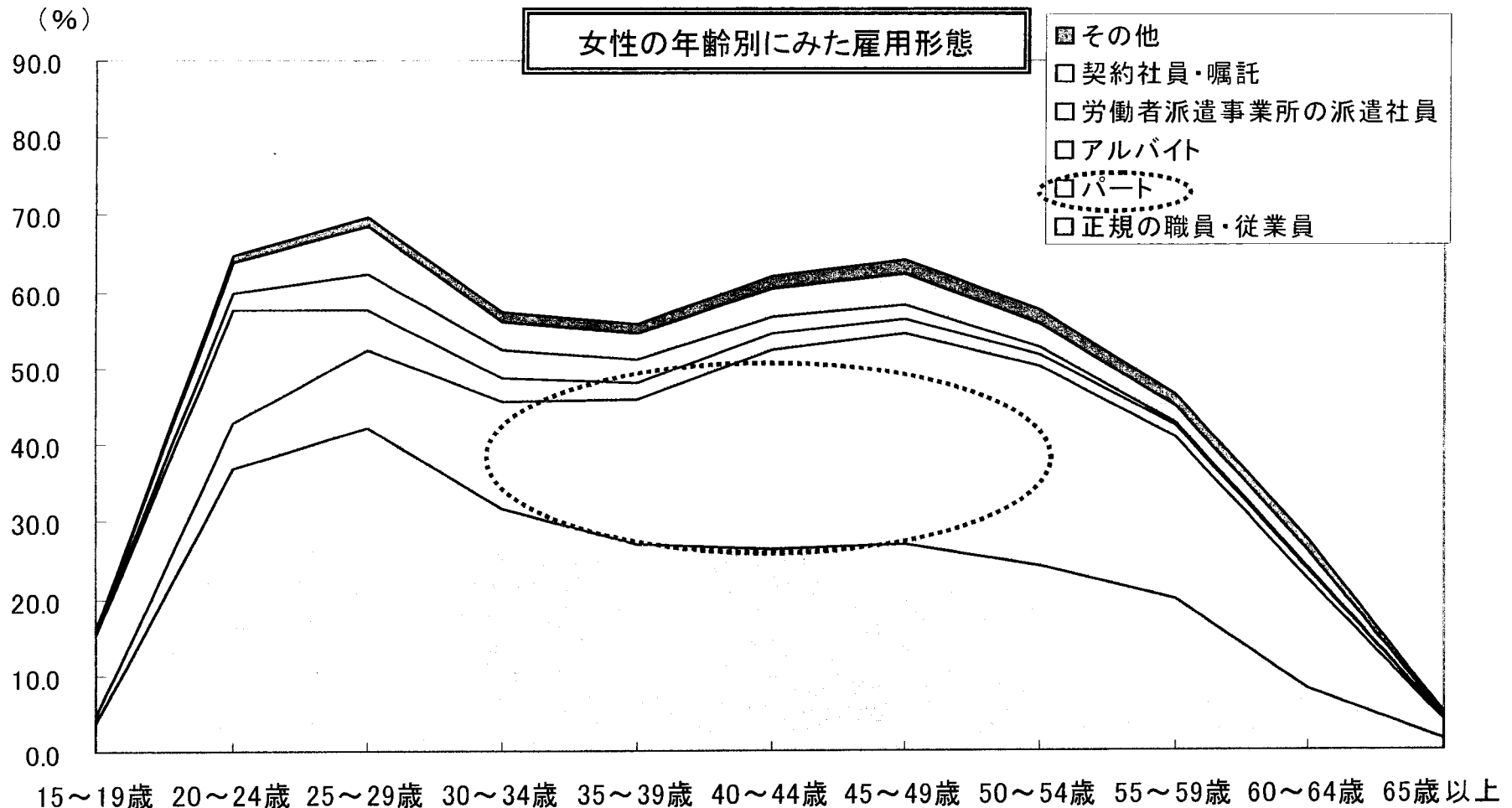
この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

女性の年齢別にみた働き方

- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇(M字カーブ)。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。

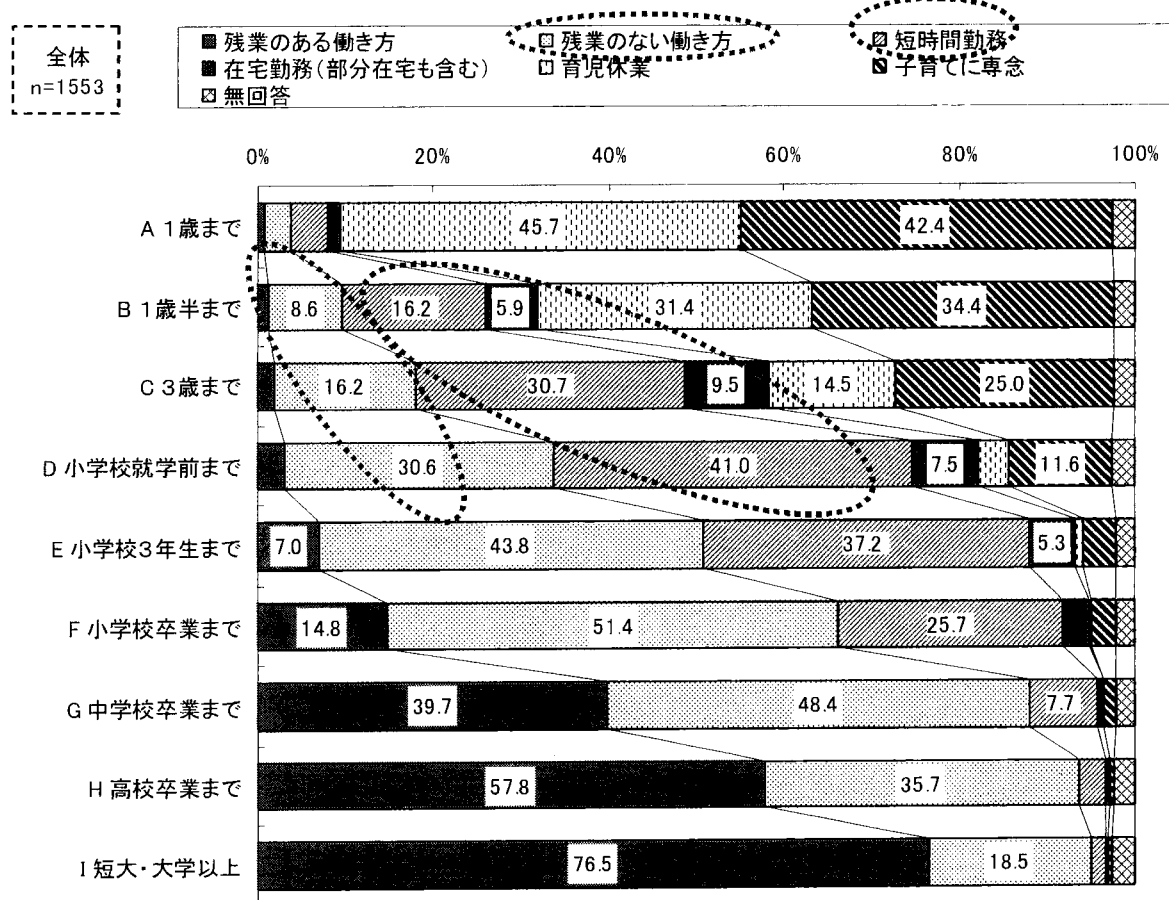


出典：総務省統計局「平成19年労働力調査」(詳細結果)

育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

○ 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)



注: 図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

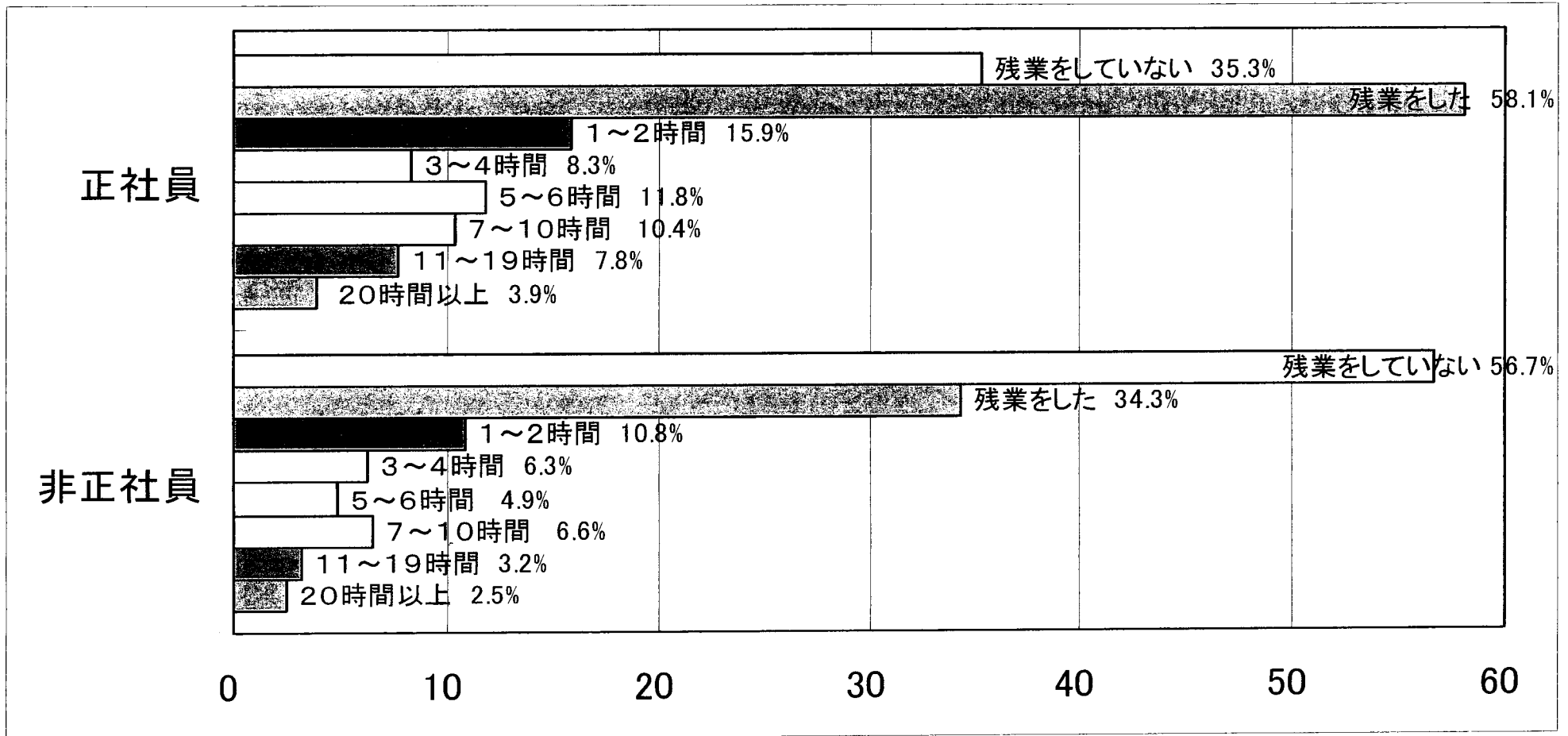
出典: ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年)

女性の残業実態

○ 女性の残業実態をみると、「週5～6時間」(≒毎日1時間)以上の残業をしている者が、正社員の約3割、非正社員でも約2割を占める。

女性雇用労働者の残業時間 (※育児期の女性に限らない)

単位(%)

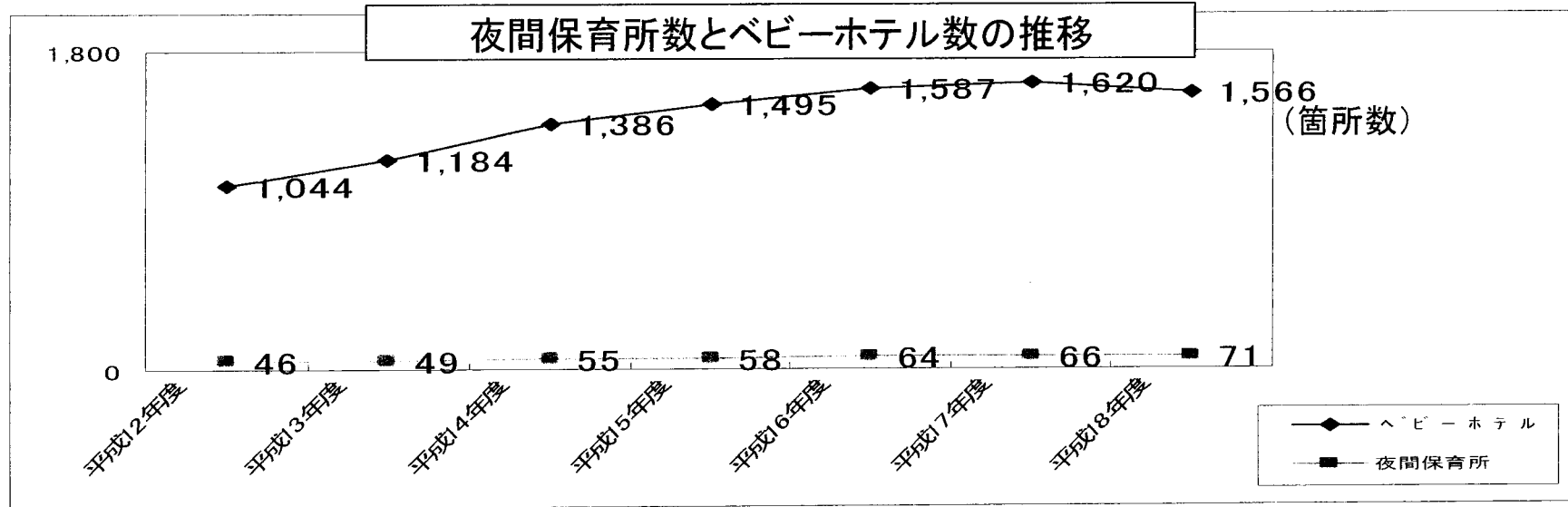


女性の夜間の就労と受け皿の状況

- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在する。
- 受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の2割を占めている。

3.6%	うち交代制勤務者	うち交代制勤務でない者
	2.9%	0.6%

(資料)平成13年女性雇用管理基本調査



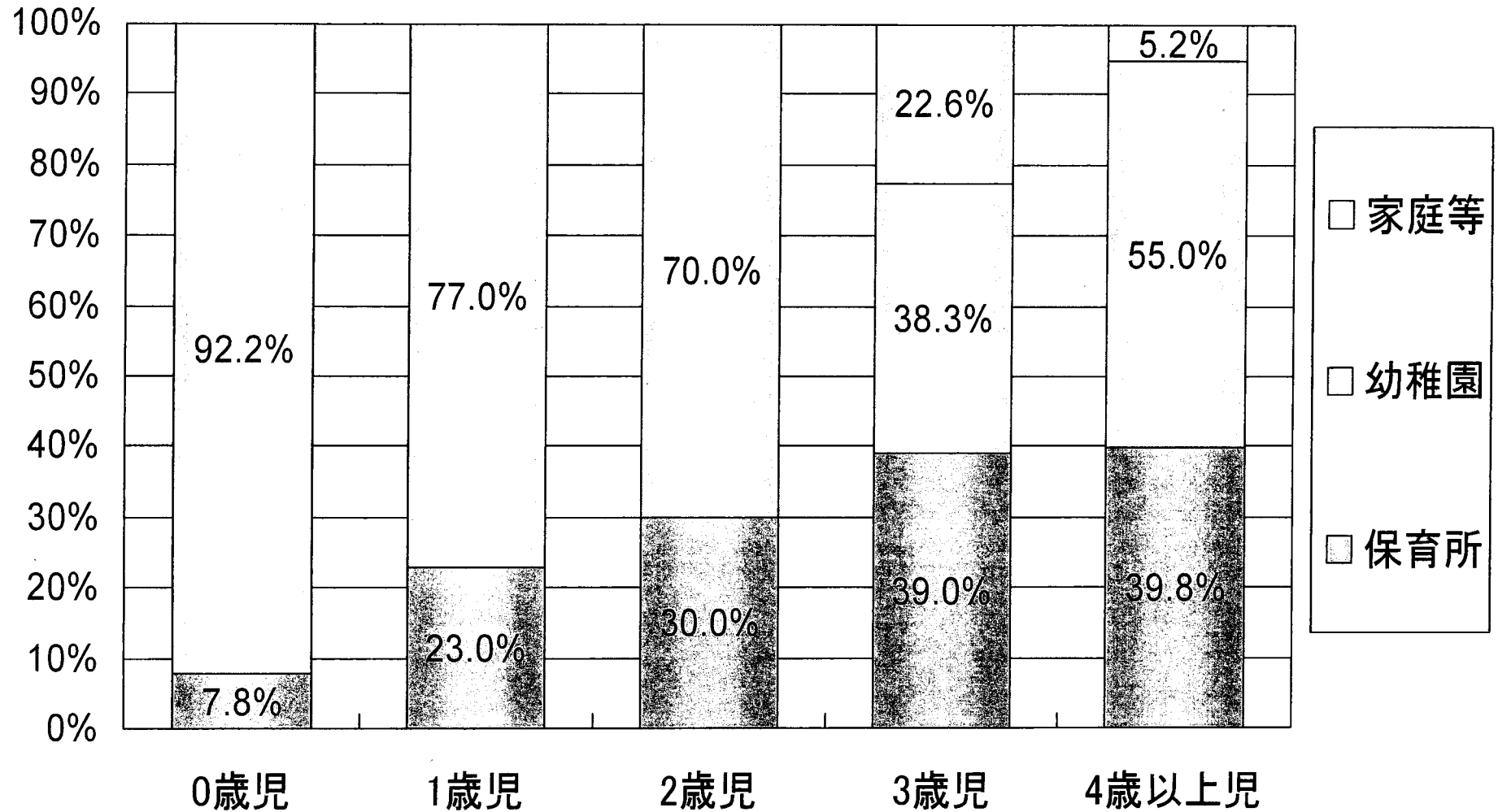
ベビーホテルの保育時間帯別入所児童数

区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	入所児童総数
児童数(割合)	257(1%)	6,338(21%)	22,285(75%)	668(2%)	29,548(100%)
(前年児童数)	(440)	(5,734)	(23,721)	(745)	(30,640)

(資料)保育課調べ

就学前児童が育つ場所

- 3歳以上児は、かなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 一方、3歳未満児のうち保育所入所は2割にとどまり、8割の家庭に対する支援の必要性が伺われる。



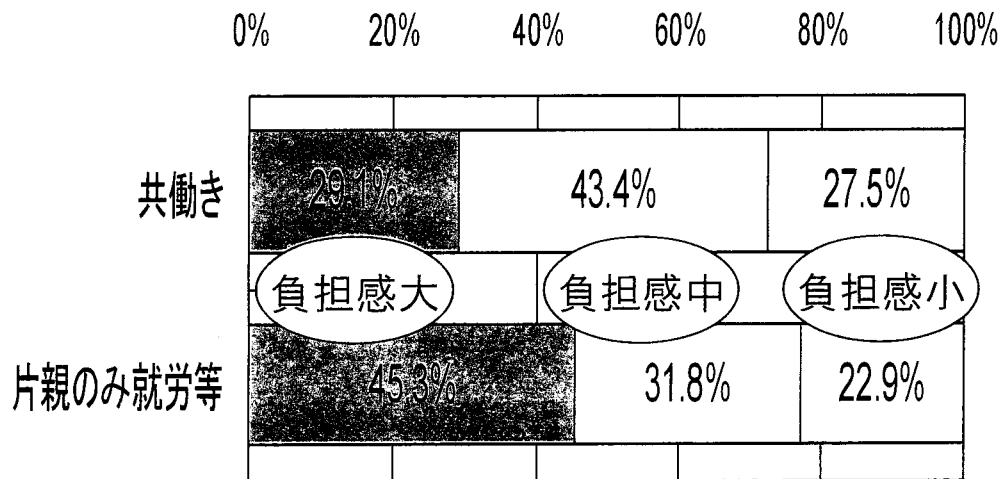
出典) 就学前児童数：平成18年人口推計年報【総務省統計局（平成18年10月1日現在）】
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成19年5月1日現在）】
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成19年4月1日現在）】

子育ての負担感

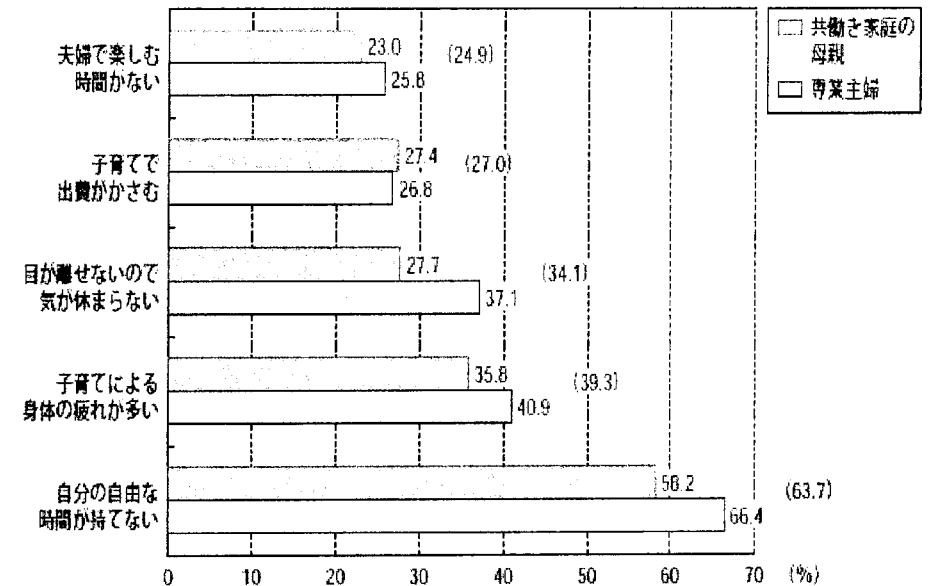
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

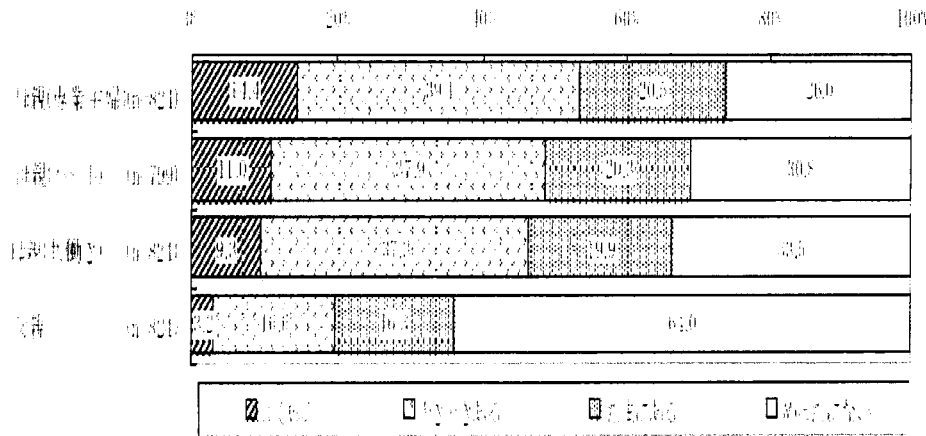


資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注：()内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

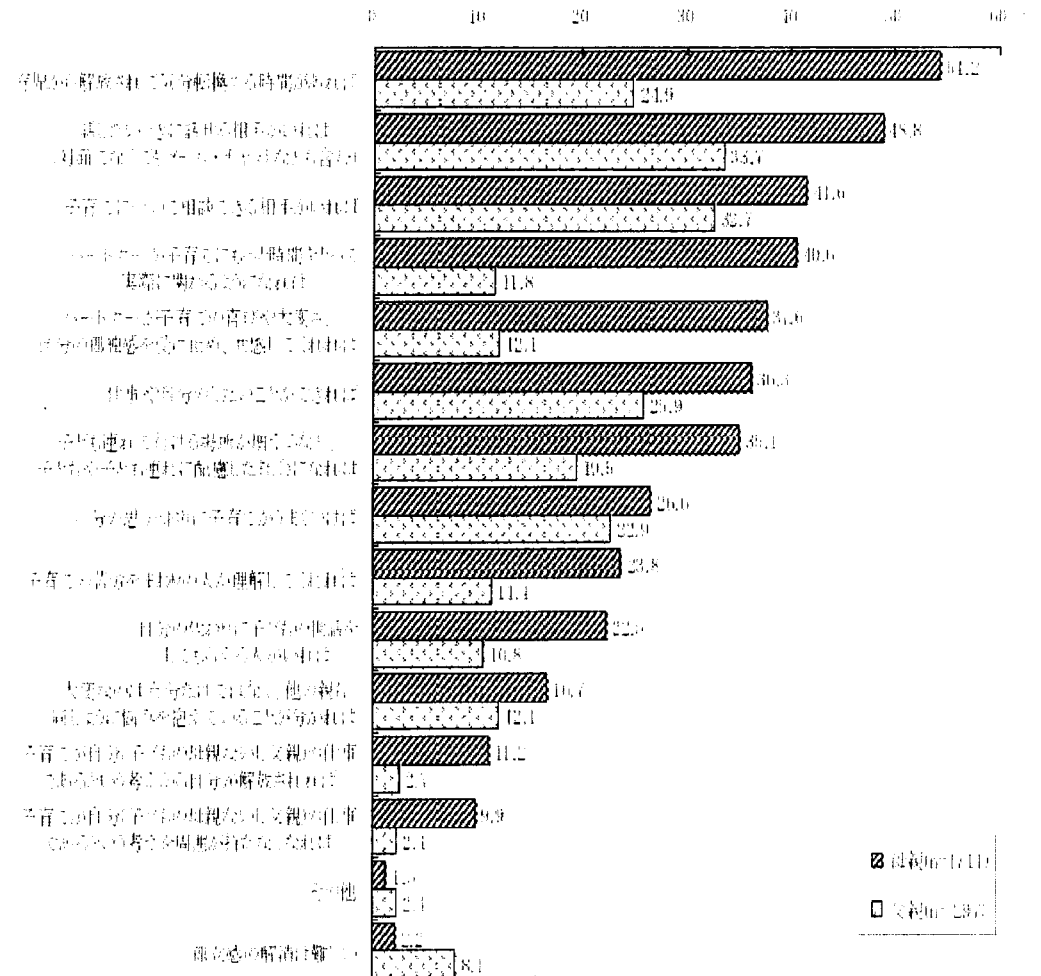
子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか



図表 242 孤立感を解消するには



(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

保育サービスの提供の新しい仕組みの検討の留意点

- サービスの提供の仕組みは、給付対象であるか否かの判断、優先度の高い者の利用確保、多様な提供主体の参入のあり方、地域の保育機能の維持など、様々な要素の組み合わせで成り立っており、それぞれの要素に分解して検討を進めるべきではないか。
- また、それぞれの要素は、密接に結びついているものもあり、関連する給付設計全体を視野に入れつつ、サービスの提供の仕組みのあり方の検討を進めるべきではないか。

現行の保育サービスの必要性の判断基準

（「保育に欠ける」判断の仕組み①－政令による基準）

○ 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

○ 「政令で定める基準」としては、以下のいずれかに該当

+

保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
- ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
- ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
- ⑥ その他（「前各号に類する状態」）

◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

（「保育に欠ける」判断の仕組み②－条例による基準）

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部（待機児童の多い市町村）》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由（就労／妊娠・出産／（養育者の）疾病・障害／同居親族介護）により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由（母子家庭、虐待等）を用いる構造となっているところが多い。

《その他（待機児童の少ない市町村）》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由（母子家庭、虐待等）については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)		その他の世帯状況
* ランクが、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。 * お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 * 同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。 * 障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。 * 選考に当たっては、保育が必要理由別の下記の「ランク表」に基づきA~Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。		【ランクアップ項目】 ①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合は「ひとり親世帯等」
お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況		①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所の卒園児(卒園時に育児休業等の特典を享受している) ⑤育児のため退所し、再入所する場合
1 居宅外労働(外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 A 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 B 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。 C 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 D 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。 E	【同一ランクで並んだ場合の選考】 同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。(裏面参照) ①市内在住 ②保育の代替手段(子育て支援者となる同居親族の有無など) ③世帯の状況(被介護者の有無など) ④就労状況(夜勤を伴う変則勤務の有無など) ⑤ひとり親世帯等 ⑥きょうだいの状況(きょうだい同一施設入所や多子世帯など) ⑦課税所得金額 ⑧〜⑩は優先順位ではありません。
2 居宅内労働(内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 B 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 C 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。 D 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 E 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。 F	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 D	
4(1) 病氣・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。 A 通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。 B 通院加療を行い、1日4時間、週4日以上以上の安静が必要で保育が困難な場合。 E	
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1〜2級、精神障害者保健福祉手帳1〜3級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。 A 身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 B 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 E	
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。 A 病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。 B 病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。 E	
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、震災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。 A	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。 D	
8 求職中	求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。) G	
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。) A	
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。 A(※2)	
(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 (※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。		

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

内容	調整指数	備考
申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。
転園(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む)	-1	
横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児(卒園時に育児休業等を持っており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む)	3	
申込児童を(横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園)以外へ有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	
申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている(一時保育のみの利用は含まない)	1	
児童を職場で見ている	-1	
児童が危険を伴う環境にいる	1	保育の代替手段に関して、上記以外の場合
保護者が身体障害者手帳1.2.3級、愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1.2.3級のいずれか該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	
保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1	
同居家庭内に身体障害者・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	
同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。
市内在住	市外在住者(転入予定者は除く)	-8
就労状況	単身赴任	1
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1
ひとり親世帯等	勤務実績が1か月未満である世帯	-1
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3
元(元)のランクが「9. ひとり親世帯等」の世帯	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1
	元のランクが「9. ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2
きょうだいの状況	元のランクが「9. ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7
	既にきょうだいが入所している場合(きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。)	2
既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1	上2行の点数と重複して適用されます。

＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考＞

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①〜⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就労等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子ども人数が多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表

札幌市 区

1. 保育の実施基準

保 育 要 件			基準指数			
			父	母		
1	居宅外労働	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100	
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90	
		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90	
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80	
		週3日以上	日中労働7時間以上	70	70	
		その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70	
2	自営	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100
			週5日以上	日中労働4時間以上7時間未満	90	90
			週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
			週4日以上	日中労働5時間以上7時間未満	80	80
			週3日以上	日中労働7時間以上	70	70
			その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80
			週5日以上	日中労働4時間以上7時間未満	70	70
			週4日以上	日中労働7時間以上	70	70
			週4日以上	日中労働5時間以上7時間未満	60	60
			週3日以上	日中労働7時間以上	50	50
			その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50
	内職	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80	
		週5日以上	日中労働4時間以上7時間未満	70	70	
		週4日以上	日中労働7時間以上	70	70	
		週4日以上	日中労働5時間以上7時間未満	60	60	
		週3日以上	日中労働7時間以上	50	50	
		その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50	
	3	出産	出産予定日前1か月・出産月の翌月末	-	100	
	4	疾病	入院	100	100	
			居宅内療養	常時臥床	100	100
				毎週通院加療を要する	70	70
				上記以外の自宅療養	50	50
	障がい	身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A	100	100		
5	介護	病院等の付添い介護	100	100		
		自宅介護	70	70		
6		災害復旧	100	100		
7	前各項に類するもの	技能習得中・在学中	80	80		
		自立更生のための就労予定	70	70		
		心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80		
		日本語習得学校へ通学中	50	50		
		その他明らかに保育に欠けると認められる場合	70	70		
		児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理	999	999		

児童氏名

階層区分

2. 保育の調整基準

1	世帯類型	ひとり親世帯	110
		障がい者のいる世帯	10
2	所得税及び市町村民税非課税世帯または所得税非課税世帯	産休明け・育休明けによる入所の場合	40
		兄弟・姉妹がすでに入所している場合	40
3	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	産休明け・育休明けによる入所の場合	40
		産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	50
4	転園	年度当初(4月及び5月)	10
		転居などによる通園困難	20
		乳児園から幼児園に転園	999

※ 4. 転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は、実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

合計点数

入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合
居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合
保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合
重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合
居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合
保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合
長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合
保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため児童を保育できない場合

入所基準(条例)の実例④(山口県山口市) 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表
保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細	目		点数	必要書類			
		時間以上	時間未満					
家庭外労働	日の上用者 農林業	8時間以上	5時間以上	7	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書			
			3時間以上	5				
			3時間未満	3				
		田畑林業	1町以上	5反以上		6	①自営業等就労証明書 (2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)	
				5反未満		3		
				10町以上		8		
				10町未満		4		
				4時間未満		2		
		家庭内労働	自営業	従事者 家族従事者		3人以上	5	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書
						4時間以上	3	
4時間未満	2							
内職	4時間以上			1か月以上	10	①母子手帳の写し		
				週3回以上	7			
				週3回未満	5			
				育児不能の時間帯たきり	10			
				常時寝たきり	10			
				その他	1			
				1級・2級	10			
保護者疾病等	身体障害者等	1級以下	3級	7	①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書			
			4級	5				
			入院付添	10				
		入院付添	週3回以上	週3回未満		5	①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し または医師の診断書 (ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高齢者介護は書類不要)	
				常時寝たきり		10		
				障害者介護		8		
				高齢者介護		8		
				その他		2		
				災害・風水害・地震など		10		①災害状況を証明するもの
				学校通学・職業訓練等		10		①在学証明書・学生書
資格取得	通信教育の受講など	75才以上	8	①受講証明書または状況を証するもの				
		70才以上	6					
		高年齢者	7					
その他	日本での生活が浅く保育が困難な時			①民生委員さんの証明				

入所基準(条例)の実例⑤(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町)

《人口2.4万人(平成20年8月1日現在)》

○さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、さつま町保育所の保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(資料)さつま町例規集より抜粋

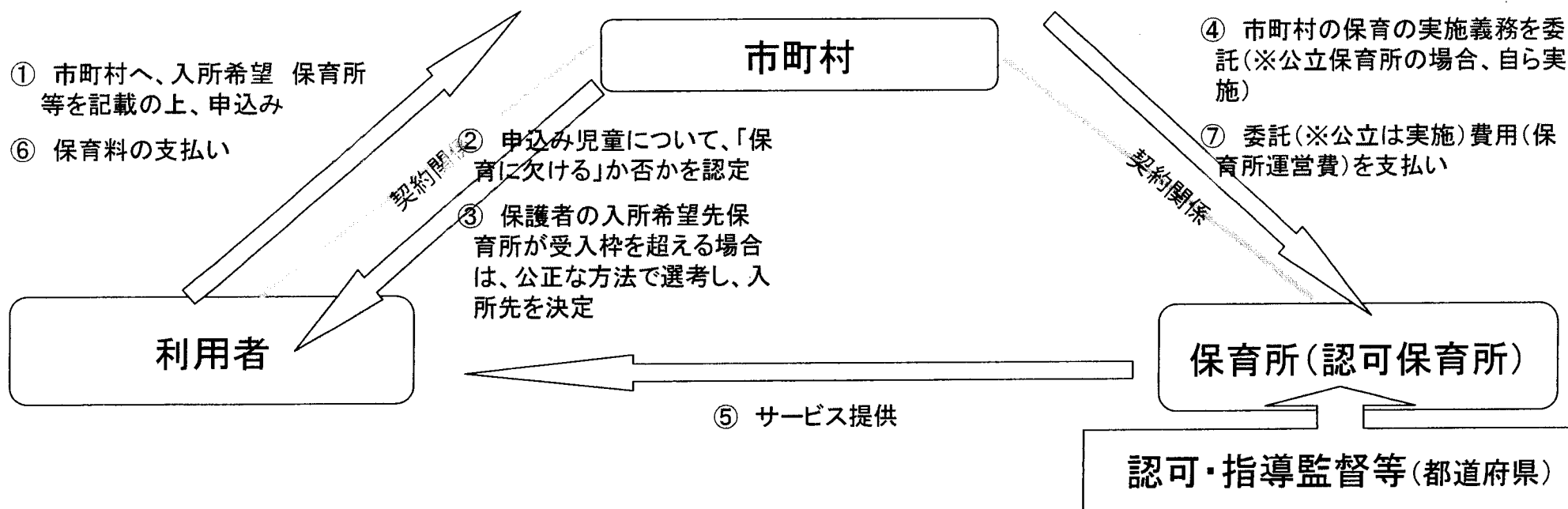
現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



(保育の実施義務の例外)

○ また、現行制度における市町村の保育の実施義務には、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする例外が設けられている。

※ 「やむを得ない事由」…地域の保育所(認可保育所)全体を通じて受入れ能力がない場合を含む

※ 「その他適切な保護」…家庭的保育のほか、認可外保育施設のあっせんも含む

※ なお、市町村の保育の実施に要する費用は、公立保育所については一般財源化(市町村の地方交付税等の一般財源により負担)されているが、私立保育所については負担金(国及び都道府県が一定割合を義務的に負担する仕組み)となっており、市町村に対する保育の実施義務とその財源確保は切り離すことのできない関係にあることに留意。

(認可の裁量性)

○ さらに、市町村の保育の実施義務を履行する受け皿となる保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、既存事業者の分布状況等を勘案した上で設置が必要かどうかを判断する裁量が比較的広く認められている。(→※次回の検討課題)

《参考》

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4・5 (略)

検討の視点

1 保育サービスの必要性の判断基準

(1) 保育サービスが保障されるべき範囲に係る現行制度の課題

- 現行制度は、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった時期に、特別に支援を必要とする家庭に対する福祉を念頭に骨格が作られており、女性の労働市場参加の進展や、働き方の多様化等、近年の諸課題に十分対応できていないのではないか。
 - ・ 特に、就労に関し、「昼間就労することを常態」とすることを原則としているが、働き方の多様化を踏まえ、就労時間帯を問わずに保障する方向、また、短時間であっても就労量に応じて保障する方向を、制度上も明示するとともに、必要なサービス基盤を確保していくべきではないか。
 - ・ また、女性の労働市場参加のさらなる支援の観点から、求職中であっても、保障されるべきことを制度上も明示すべきではないか。
- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みが必要ではないか。
 - また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、保障すべき上限量についてどのように考えるべきか。
- また、現行制度においては、同居親族等が保育しうる場合は利用を認めていないが、保育サービスを特別な家庭に対する支援ではなく、多くの家庭が利用する一般的なサービスとして捉えるのであれば、こうした家族内の補完を前提とする同居親族要件をどのように考えるか。

(1) 保育サービスが保障されるべき範囲に係る現行制度の課題(つづき)

- 就労等の有無を問わず、専業主婦であっても保育サービスを保障すべきという考え方があるが、どう考えるか。
(すべての子育て家庭に対する支援の必要性は明らかであり、また、公費による給付の公平性の観点からも、一定の支援が行われるべきではないか。一方、専業主婦家庭に求められる支援は、就業家庭に対する保育サービスとは異なる側面もあるが、一時預かりの保障の充実を含め、保育サービスの提供をどう考えるか。)

(2) 判断基準の基本的枠組みについて

- 現行制度では、市町村において、自らの条例による判断基準に基づき、受入保育所の決定と一体的に「保育に欠ける」か否かの判断を行う仕組みとなっている。こうした仕組みは、地域の実状に応じたきめ細かな運用を可能とする一方で、条例による判断基準自体を、地域の供給基盤の状況に合わせることが可能となっている。
- 居住市町村に関わりなく一定の保育サービスを保障する観点からは、最低限保障されるべき範囲については、国が定めた上で、地域の実情に応じた対応を可能とする仕組みが必要ではないか。
- 特に、母子家庭・父子家庭や、虐待ケースなど、特に保障の必要性の高い子どもについては、地域に関わりなく最低限保障されるべきとして、制度上も明示する方向で見直すことが必要ではないか。

(3) 必要度の高い子どもに関する利用の確保

○ 現行制度では、市町村において、サービスの必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を上回る場合には、対象者間の優先度についても同時に判断している。

○ どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、事業者による選別が起こらない仕組みが必要。

※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務（正当な理由なく提供を拒んではならない）が課せられている。

2 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて

(1) サービス・給付の保障の基本的考え方ー行政の義務履行を通じたサービス保障

○ 現行の認可保育所の利用方式

- ・ 市町村による保育の実施義務の履行を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組み
- ・ この保育の実施義務には例外規定(*)

* 地域の認可保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」(認可外保育施設のあつせん等)で足りる

→ 事実上、認可保育所が足りない場合、保護者が保育サービス利用に係る支援を受けられないことを許容する仕組み

※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例では、行政による認定により、個人にサービス費用の受給権を付与

→ 認定の範囲内で利用者がサービスを選択できる仕組み

(2) 給付の必要性・必要量の判断①－優先度の判断の必要性

- 現行の認可保育所の利用方式においては、市町村が、給付の必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を上回る場合には対象者間の優先度を決定している。
- 母子家庭・父子家庭や虐待ケース等に対するサービス保障の必要性にかんがみ、こうした対象者間の優先度の判断の要素及びそれを担保する仕組みは、どのような利用方式を採った場合でも必要ではないか。

(2) 給付の必要性・必要量の判断②－ニーズの潜在化

- 現行の認可保育所の利用方式は、給付の必要性・必要量の判断(「保育に欠ける」旨の判断)を受入保育所の決定と一体的に実施。
 - ・ 利用者にとって手続きがワンストップで済む利点
 - ・ 需要が供給を上回り受入保育所が決定されない場合、別途、給付対象である旨の認定はなされないため、待機に至る以前に諦めてしまうケースがある等、需要を潜在化させやすい側面。

※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例

- ・ サービス提供事業者の決定(利用者と事業者との契約)とは別に、給付の必要性・必要量の判断(認定)が独立して行われ、それに基づき受給権が発生。
 - サービス提供基盤の整備責任も明確

(3) サービス選択・利用方法(契約関係)①－基準による質の確保

○ 現行の認可保育所の利用方式では、一定基準を満たした事業者(認可保育所)の中からサービスを選択するため、質の確保がなされやすいが、認可保育所以外も含めた保育サービス全体の質の向上の観点が必ずしも十分でない側面がある。

※ なお、他の社会保障制度においても、事業者の指定制度により、基準をかけることにより質を確保。

※ 市中の提供者から自由に選択する仕組み(例えば費用の一定額を利用券等により保障)を採った場合、多様なサービスの中から幅広く選択が可能である一方、子どもにとって必要なサービスの質の保障が困難となるのではないかな。

(3) サービス選択・利用方法(契約関係)②－保障の必要性の高いケースへの対応

○ 現行の認可保育所の利用方式では、市町村に保育の実施義務が課せられており、母子家庭・父子家庭や虐待ケース等、保障の必要性の高い対象者について、利用を確保しやすい。

○ どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、事業者による選別が起こらない仕組みが必要。【再掲】

※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務(正当な理由なく提供を拒んではならない)が課せられている。

(3) サービス選択・利用方法(契約関係)③－契約関係の当事者

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、保護者と認可保育所はそれぞれ市町村と契約関係にあり、
 - ・ 信頼性・安定性が期待できる仕組みである一方、
 - ・ 保護者、認可保育所ともに市町村との関係を重視する仕組みであるため、当事者間でのサービスの質の向上に向けた努力や、ニーズに即したサービスを提供するインセンティブがより働く仕組みとしていくことが課題ではないか。

(3) サービス選択・利用方法(契約関係)④－利用者の手続負担・認可保育所の事務負担

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、
 - ・ 保護者にとっては、市町村に対する保育の利用申込みのみで手続が済み、
 - ・ 認可保育所にとっては、市町村が保護者の希望も踏まえつつ選考を行う仕組みとなっており、保護者・認可保育所の手続・事務負担が軽減されている。

- サービスの必要性・必要量の認定とサービス利用申し込みの手続きを分けた場合、独立した認定により受給権が明確になるが、
 - ・ 利用者は市町村に対する認定の手続と、認可保育所に対する利用申込みと二段階の手続が必要となり、
 - ・ 認可保育所も定員を上回る応募があった場合は、選考等を行う必要が生じるなど、保護者・認可保育所には現行制度よりも手続・事務面の負担が発生するのではないか。

(4) サービスの価格

○ 現行の認可保育所のサービス提供の仕組みの場合、公定価格(国が地域等に応じ、サービス費用を定める)であるため、一定の質が確保されやすい。

※ 例えば、定額の利用券による補助の仕組みとし、サービス価格を自由価格(事業者が自由に設定)とすると、価格を通じた需給の調整が図られるが、所得に関わりなく一定の質の保育サービスを保障することが難しくなるのではないか。

また、供給基盤が拡充されるまでの間、需要が供給を上回る地域における価格の高騰や、価格に比し補助額が低く設定され、利用料が高くなる可能性などの問題が生じるのではないか。

(5) 給付方法(補助方式)・(6)利用者負担の徴収

○ 現行の方式では、市町村から認可保育所への委託となっていることから、市町村から認可保育所に対して委託費の支払いが行われる仕組み。

※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、実施主体が利用者に対して補助する構成とした上で、事業者が代理受領する仕組みが見られる。

○ 利用者負担の徴収については、現行の認可保育所の利用方式の場合、市町村が徴収している。

※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、事業者が徴収する仕組み。

第13回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年10月6日	

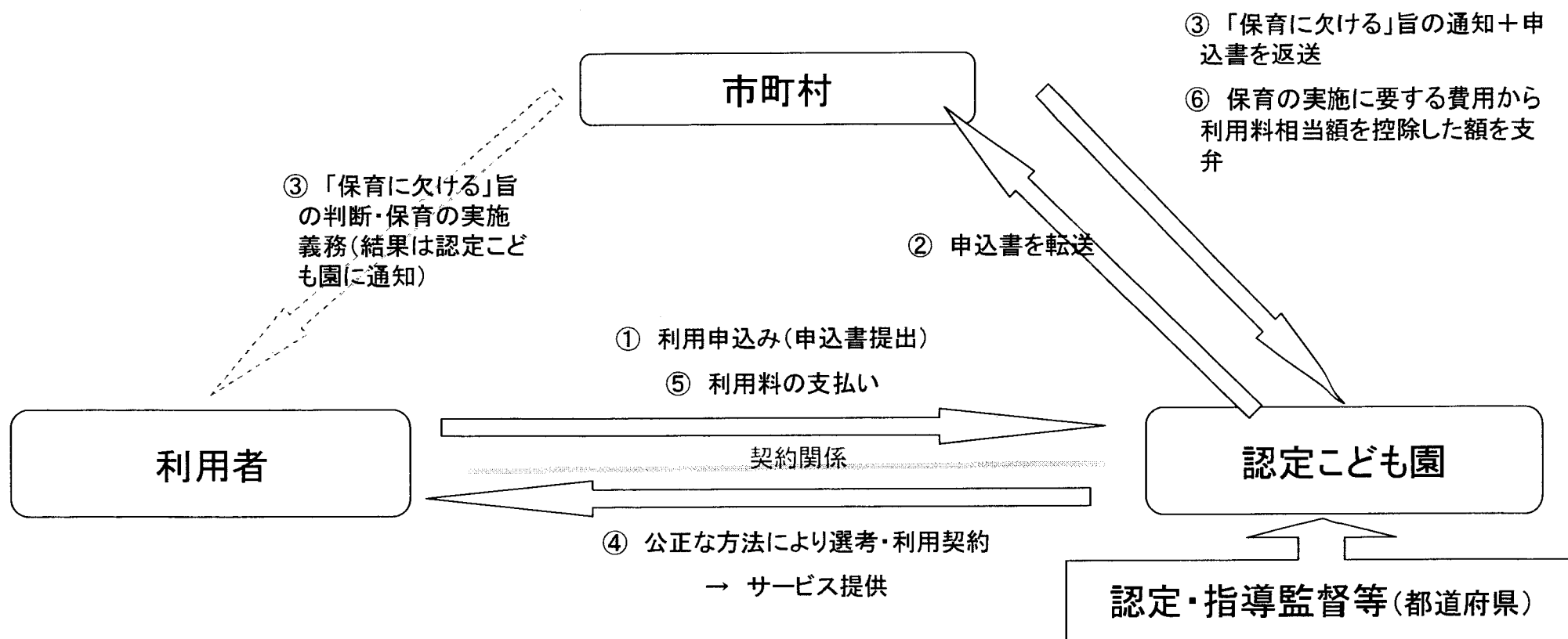
前回委員よりお求めのあった資料

現行の認定こども園のサービス提供の仕組み

(現行の認定こども園の利用方式)

○ 現行制度における認定こども園(幼保連携型・保育所型)の利用方式は、以下のとおり。

- ① 保護者が、希望する認定こども園へ申込書を提出、
- ② 認定こども園は、保護者からの申込書を市町村へ転送、
- ③ 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断し、認定こども園へ通知・申込書を返送
- ④ 認定こども園において公平な方法により選考し、保護者と利用契約



東京都認証保育所のサービス提供の仕組み

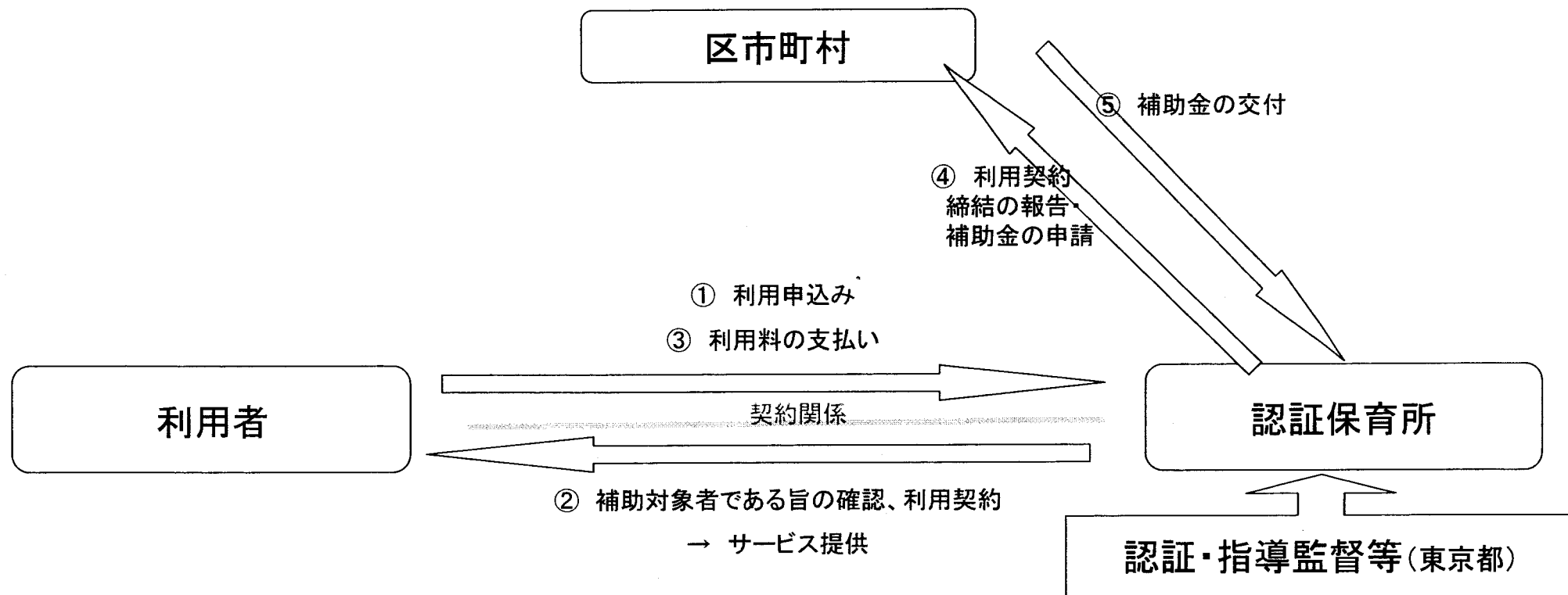
(東京都認証保育所の利用方式)

○ 東京都認証保育所の利用方式は、以下のとおり。

① 保護者が、希望する認証保育所へ申込み。

② 認証保育所は、保護者が補助対象者(※)である旨を確認し、保護者と利用契約

(※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童)



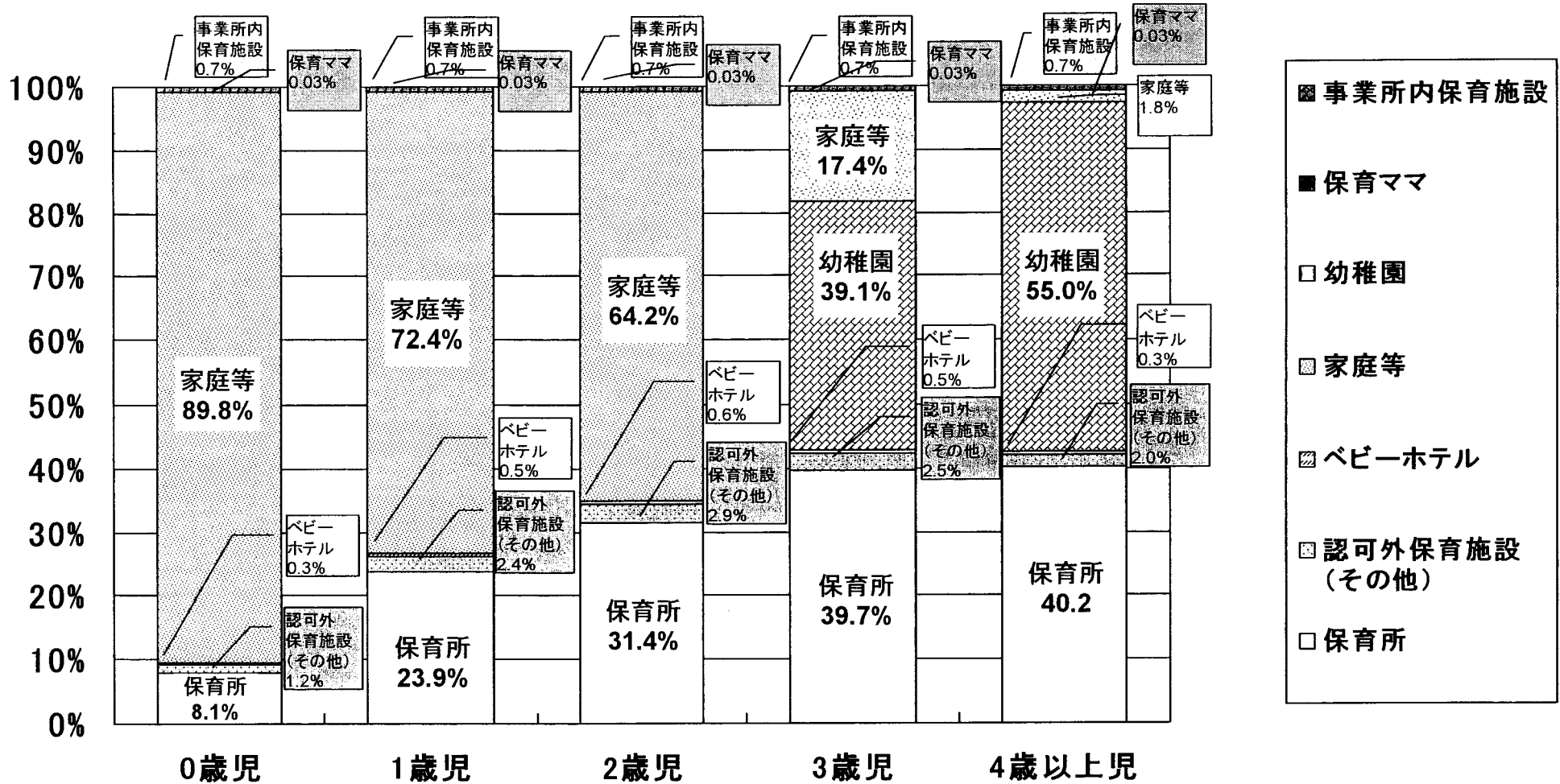
サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	現行の認定こども園のサービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所のサービス提供の仕組み
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	現行の認可保育所と同じ	— (予算の範囲内での補助事業)
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	市町村において「保育所に欠ける」か否かについて判断 ※優先度については判断せず。 ※認定こども園の入所決定とは分離して判断を実施。	認証保育所において、補助対象者である旨の確認。 ※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準を満たした認可保育所の中から選択 (※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・ 利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所の基準を満たした認定こども園の中から選択 ・ 利用者と認定こども園が契約 <p>※認定こども園に承諾義務(正当な理由がない限り入所拒否は不可) ※定員を超える場合は、公正な方法により選考。(選考方法は都道府県へ事前届出) ※母子家庭・虐待ケースについては配慮義務有り。 * 選考・入所決定は一般的に前年秋頃に実施されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の基準を満たした認証保育所の中から選択 ・ 利用者と認証保育所が契約

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	現行の認定こども園の サービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所の サービス提供の仕組み
(4) サービスの 価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ 交付する「保育所運営費負担 金」を定めている。)	認定こども園が、保育の実施に 要する費用・保護者の家計に与 える影響を勘案し、児童の年齢 等に応じて設定。 (※設定した利用料額を市町村 長に届出。不適當な場合は市町 村長が変更命令。)	一定の制限下での自由価格 (※国が定める利用料徴収基 準額の最高所得階層の額(0～ 2歳は8万円、3歳以上は7万7千 円)の範囲内で、認証保育所 が設定。)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。	・市町村が保育所へ、保育の実 施に要する費用から認定こども 園が徴収する保育料相当額を控 除した額を支払い。 ※ 利用料が高額であれば市町村 からの支払いが減額される。 ※ 利用料が認可保育所の利用料 相当額より低額である場合は、認 可保育所の利用料相当額を控除し た額以上の支払いは行われない (認可保育所の利用料相当額より 割り引いた分は市町村は負担しな い。)	・区市町村が認証保育所へ、 区市町村で定める補助金額を 交付。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応 じた利用料を徴収 (※利用料額は市町村が決定)	・認定こども園が保護者から利 用料を徴収。 (※利用料額は認定こども園が 設定、市町村長に届出。不適當 な場合は市町村長が変更命令)	・認証保育所が保護者から利 用料を徴収。 (※利用料額は(4)の上限額の 範囲内で認証保育所が設定)

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

第13回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料3
平成20年10月6日	

保育サービスの提供の新しい仕組みについて(2)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

含めた全体の質の向上

- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も
- ・ 保育の役割拡大に応じた検討

取組の促進方策

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障
《保育サービスの「質」の維持・向上》

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

現行の保育所の認可の仕組み

(現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
 - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
 - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。

- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。

- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。
ただし、施設整備補助は対象外とされている。

(認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
(※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
 - ・ 公立保育所は市町村10/10、
 - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)

- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。

- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

(保育の「実施義務の例外」との関係)

○ 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあるところを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合に必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

(参考)

①設置主体別保育所認可の状況(平成19年4月1日現在)

市町村	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	個人	その他	計
11,603	10,163	4	227	171	277	54	118	212	19	22,848

②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式	個人	その他	計
H12	1	6	6	3	6	5	0	27
H13	4	10	0	5	12	10	2	43
H14	2	10	2	5	12	9	0	40
H15	4	21	0	8	17	12	0	62
H16	3	35	5	12	24	5	4	88
H17	1	27	1	13	21	2	2	67
H18	3	47	0	10	36	4	2	102

(参考) 現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

(現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

- 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設・修繕・増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人

(※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

(参考) 現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乘せは可能。

【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において置又は未配置(欠員・給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
				12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
61人から90人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円
		1,2歳児	171,330	19,400	16,170	12,940	6,460
		3歳児	100,500	10,910	9,100	7,270	3,630
		4歳以上児	47,940	4,900	4,140	3,310	1,650
	未設置	乳児	円	円	円	円	円
		1,2歳児	165,700	17,730	15,600	12,490	6,240
		3歳児	94,930	10,240	8,530	6,820	3,410
		4歳以上児	42,340	4,200	3,570	2,860	1,430

【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(参考) 現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。
(「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の
(1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
(1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
(2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

検討の視点

- 現行制度における保育所認可には、都道府県知事の比較的広い裁量が認められている。このため、市町村に対する保育の「実施義務の例外」や、厳しい地方財政事情の中での財政負担の必要性ともあいまって、新規の保育所認可に対し、抑制的に働きやすいのではないか。
- 現行制度は、必要な客観基準を満たす者の参入であっても、行政の判断による認可拒否が可能な仕組みであるため、多様なニーズへの対応や、サービスの質の向上のインセンティブが働きにくいのではないか。
 - ※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)の例では、保険医療機関又は指定事業者の指定に際しては、指定拒否事由が法定されており、原則、入院又は入所(居住)を伴うものの定員のみ、供給基盤の総量を抑えるための指定拒否が可能な仕組みとなっている。
 - ※ サービス必要量の調整・給付の適正化は、診察に当たる医師(医療)又は行政(介護・障害)の給付の必要性・量の客観的判断や、審査支払機関の審査による仕組みとなっている。
- 保育サービスの利用保障を強化するためには、必要な客観基準を満たすサービスについては、給付対象とすべきではないか。
- 過疎化等により児童人口の減少が著しい地域など、地域の保育機能の維持の視点も必要ではないか。

○ 現行制度においては、株式会社やNPO法人は施設整備補助の対象とならないが、初期投資費用の補助がないにもかかわらず、ランニングコスト(運営費)においても初期投資費用分が手当されない現状をどう考えるか。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、施設設備の減価償却相当分を含めた報酬単価となっている。

○ 保育所運営費の使途範囲等について、以下のような指摘があるが、どう考えるか。

① 原則、当該保育所の運営費用に充当することを求め、新規の保育所設置費用への充当に一定の制限をかけているため、保育所の運営実績のある法人が、その経験を生かした新規の保育所開設を行うことが難しい。

② 保育所の土地建物の賃借料への充当に一定の制限をかけているため、賃借による保育所運営がしづらい。

③ 株式会社への配当へ充当することが認められていないため、株式会社として参入しづらい。

④ 社会福祉法人以外の者にも、社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成が求められ、負担が大きい。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、報酬の使途制限は行っていない。

また、社会福祉法人以外の者に社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成は求めている。

○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際して、適切な人材確保などの「質」の担保の方策や、指導監督のあり方をどのように考えるか。

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為等が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

第13回社会保障審議会
少子化対策特別部会

資料4

平成20年10月6日

保育サービスの質について

保育サービスの質の検討に際しての前提

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められること
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要があること
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要があること
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要があること
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要であること

保育サービスの質の検討が必要となっている背景について

保育サービスの質の検討が必要となっている背景には、以下のような点があるのではないかと。

- 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増え、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯世帯の割合が減少しているなど、近年、家庭環境は大きく変わってきており、多くの親が家庭の教育力が低下していると実感している。
- また、地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、保護者の負担感が大きくなっている。
- このような子育てを取り巻く環境の変化とともに、保育所内においても、発達障害児をはじめとする障害児保育の対象となる子どもが増加するなどその環境も変わりつつある。
- ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の大幅な増加なども踏まえ、子育て家庭に対する支援の中心的な役割としての保育所への期待も高まりつつある。
- このような家庭環境等の変化に伴い、保育所として求められる役割として、地域における子育て支援などが新たに求められており、これに応えられる保育所や保育士となりうるよう、専門性の向上をはじめとした保育の質のより一層の向上が求められている。

検討の視点

- 保育内容や保育環境等については、その維持・向上を不断に図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みをどのように構築していくか。
- 国の定める最低基準のあり方について、全国どこでも最低限の保育の質を保障した上で、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫を発揮できるようにするにはどうすればよいか。
- 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。
- 個々の保育内容を真に充実するために、保育士の養成や研修等をどのように行っていくべきか。
- 子どもと保護者の継続的な関係を形成するための保育士の安定的な労働条件の整備・改善を、どのように図っていくか。
- 保育の質を支えるための都道府県の監査や第三者評価は、どのようなものであるべきか。

※ 次回の課題

- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上についてどのように考えるか。

参考資料

1. 保育を支える仕組み

- ・ 保育内容
- ・ 保育環境
- ・ 職員
- ・ 監査、評価

2. 最近の保育所利用の家庭状況の傾向

- ・ 核家族世帯の増加
- ・ 家庭の教育力の低下
- ・ 子育ての孤立化と負担感の増加
- ・ 保育所における障害児の増加
- ・ ひとり親家庭の増加

3. 保育の質を向上させるために課題となる事項

(1) 保育の質の向上のための取組について

- ・ 保育所保育指針の改定
- ・ 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の推進
- ・ 保育所の施設基準に関する最低基準の見直し
- ・ 保育士の確保方策の推進

(2) 保育の質の向上のための今後の主な論点について

- ・ 子どもの年齢に対応した保育士の配置基準の見直し
- ・ 保育士の処遇の改善
- ・ 科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの導入

保育の質を支える仕組み

保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

- 児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

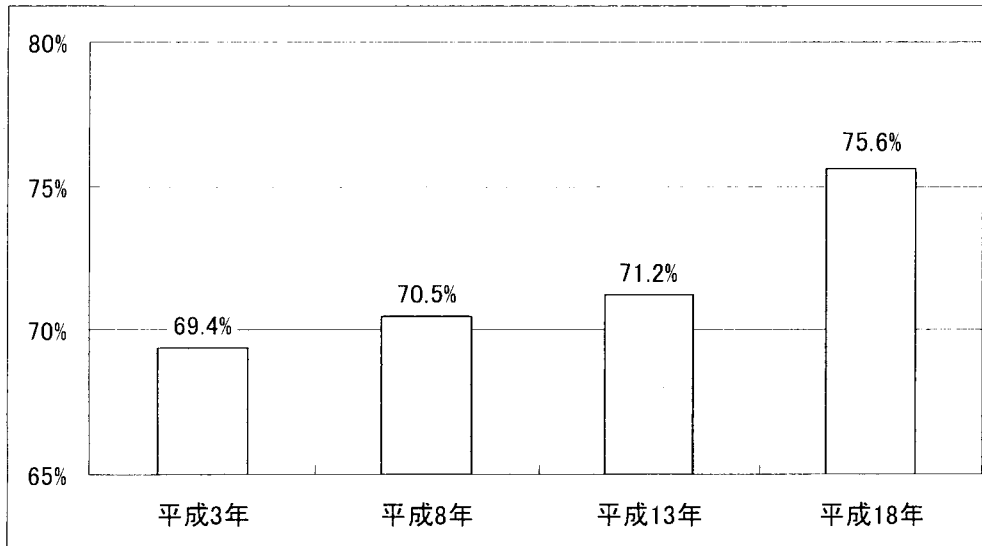
監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

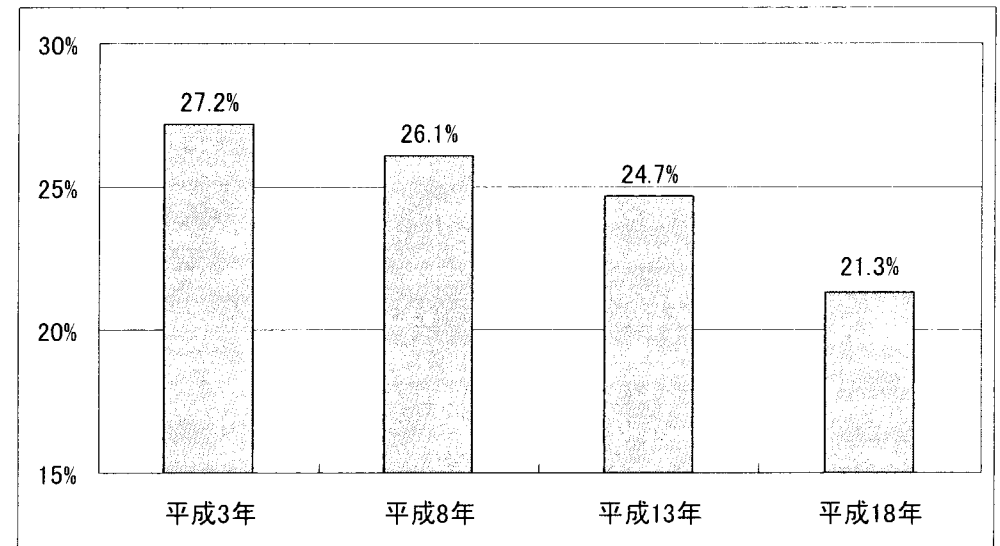
核家族世帯の増加(家庭環境の変化)

- 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増える一方、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯世帯の割合が減少している。

児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合



児童のいる世帯に占める三世帯世帯の割合



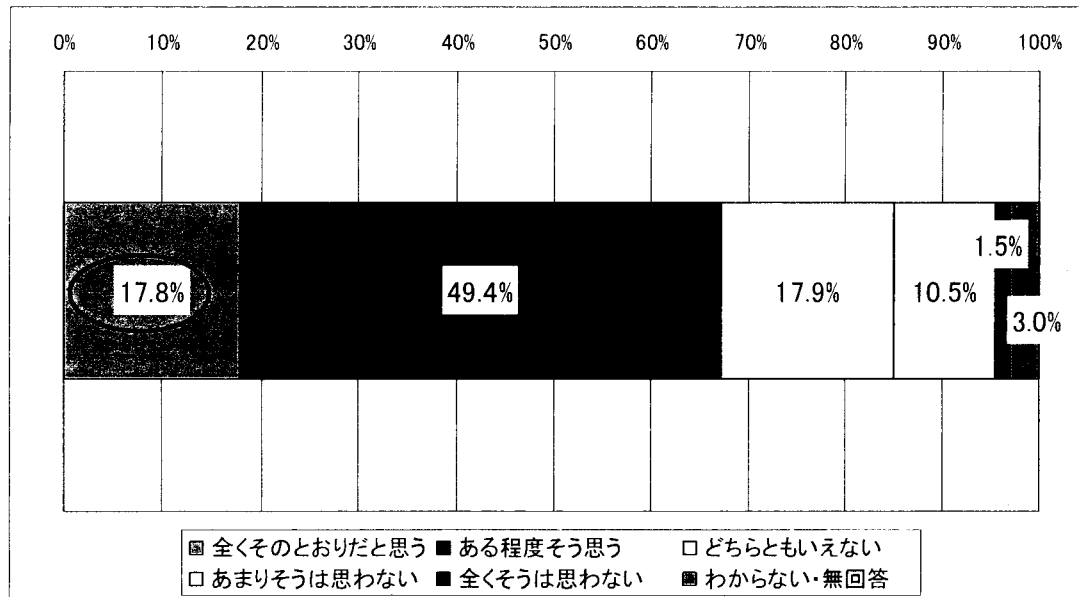
(資料出所) 国民生活基礎調査

家庭の教育力の低下

○ 平成18年度の調査によると、約8割の親が家庭の教育力が低下していると実感しており、5年前の調査と比べると、その割合は増えている。

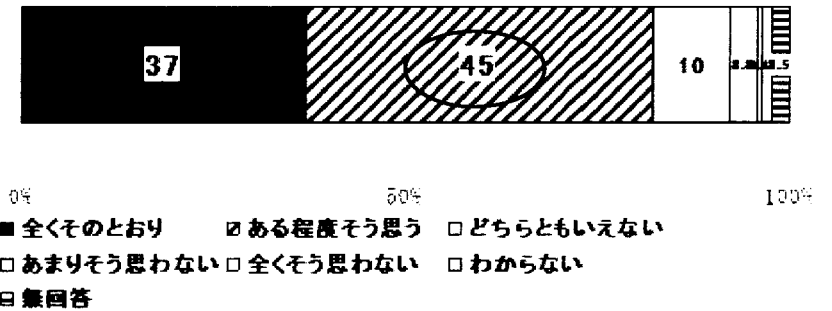
「家庭の教育力低下」に関する見解

平成13年度調査



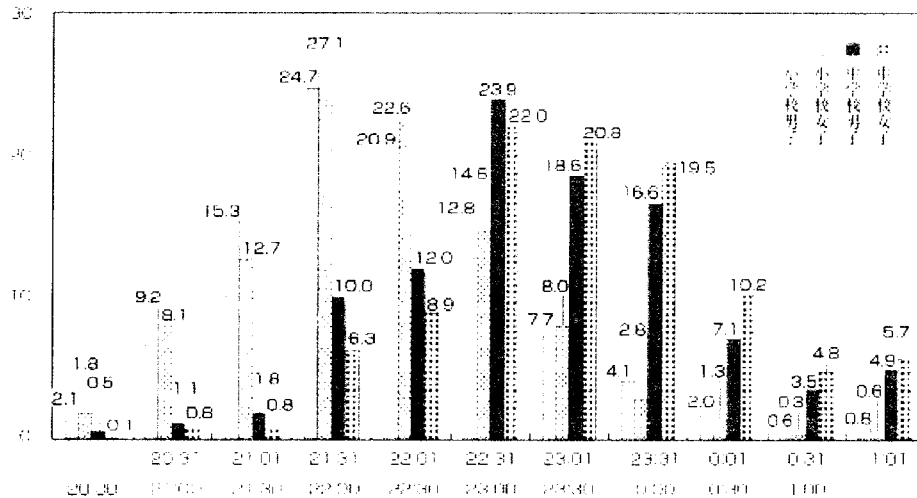
(資料出所) 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)

平成18年度調査



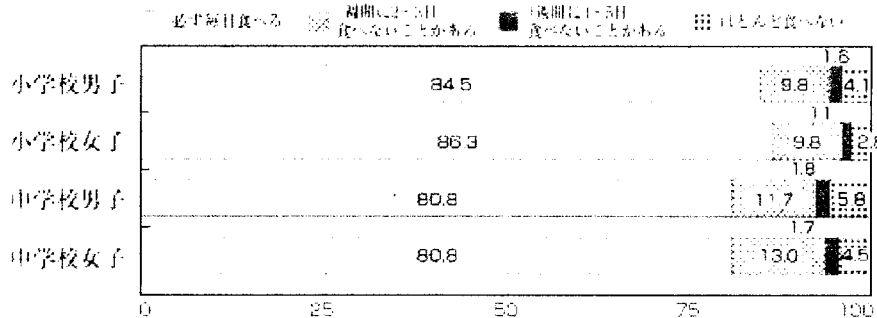
(資料出所) 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成18年度)
国立教育政策研究所HPより

(参考) 児童生徒の朝食欠食状況等(家庭の教育力の低下)

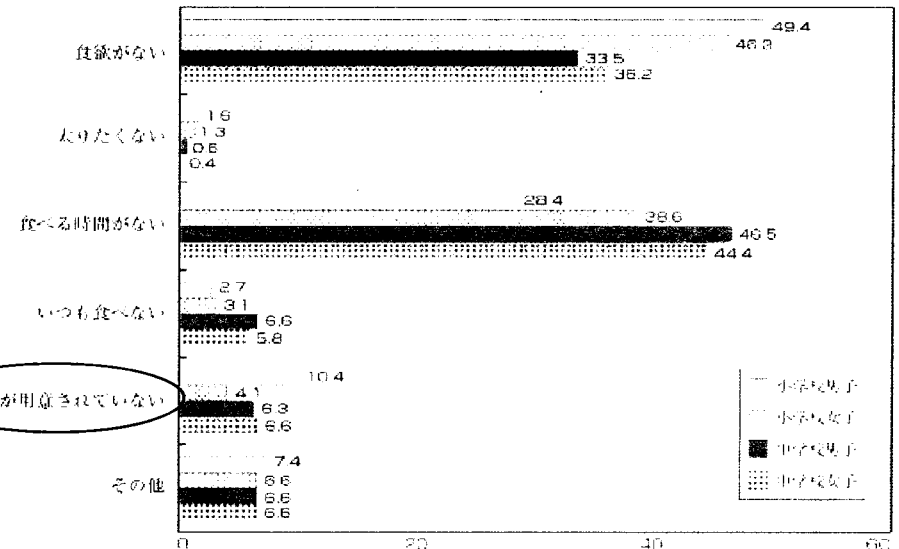


図N児-10-3 夜寝る時間 (小中学校 男女別)

- 小学校では、約50%の児童が22時までに寝ている一方で、25%以上が22時31分以降に寝ている。
- 中学校では、23時1分以降に寝る生徒が50%以上を占める。
- 朝食を「ほとんど食べない」と答えたのは、小学校全体で3.5%、中学校全体で5.2%であった。
- 朝食を食べない理由として、「朝食が用意されていない」が3番目に多い理由としてあげられている。



図N児-12-1 朝食の摂取状況



図N児-13-1 朝食を食べない理由

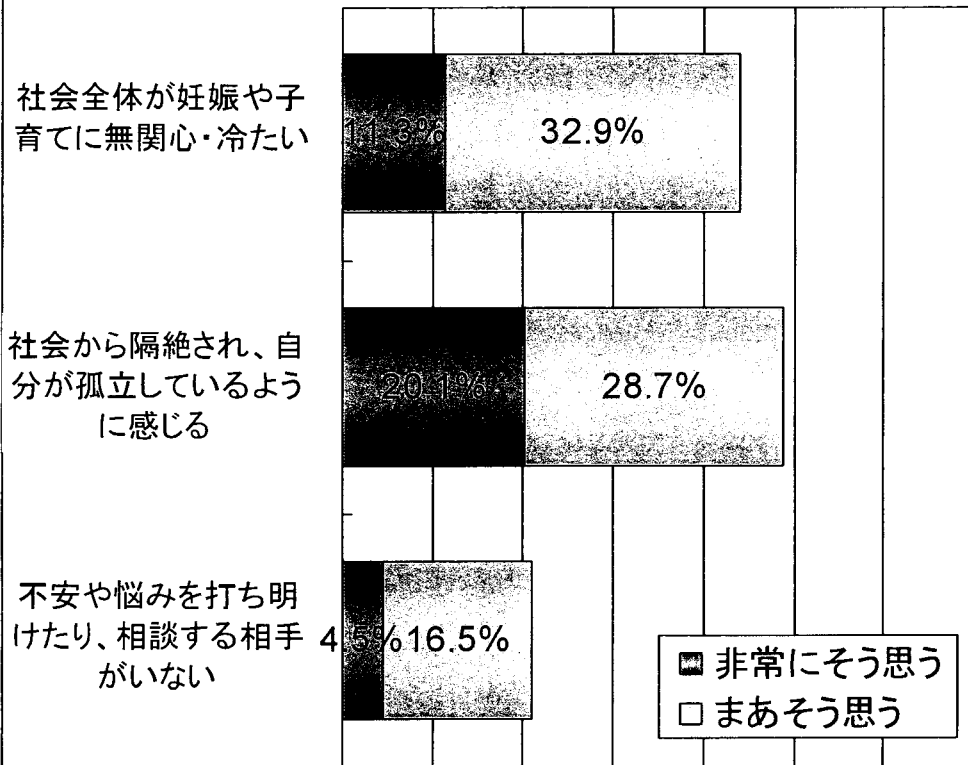
(資料出所) 平成17年度児童生徒の食生活等実態調査
独立行政法人日本スポーツ振興センター

子育ての孤立化と負担感の増加（子育て環境の変化）

○ 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

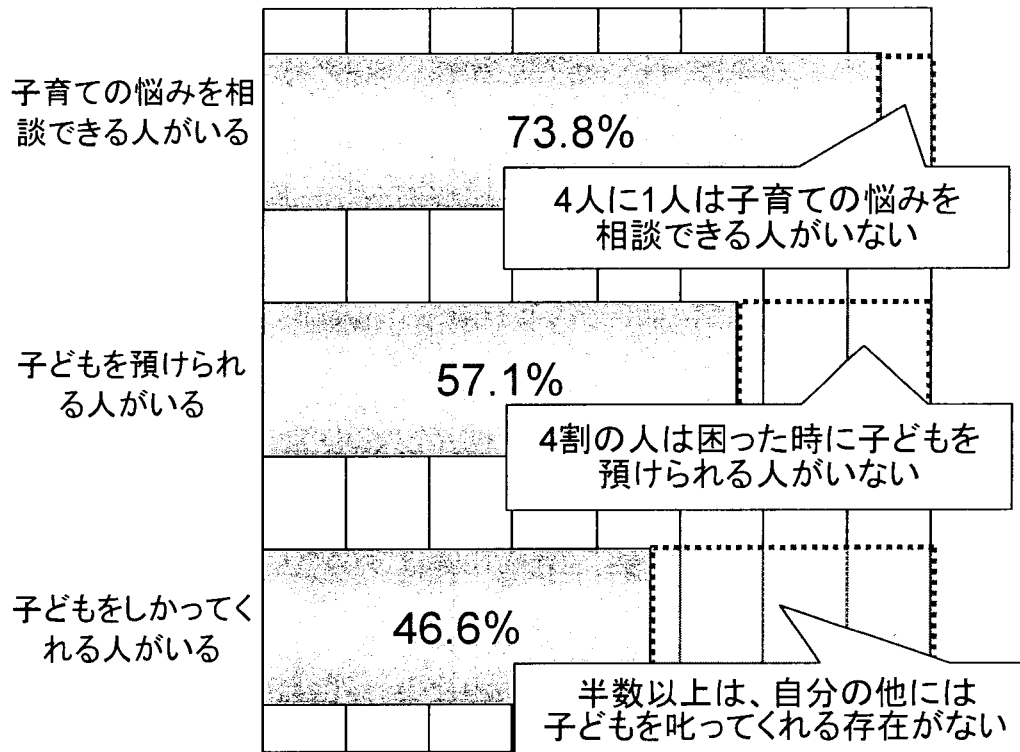
妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



地域の中での子育て力について

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

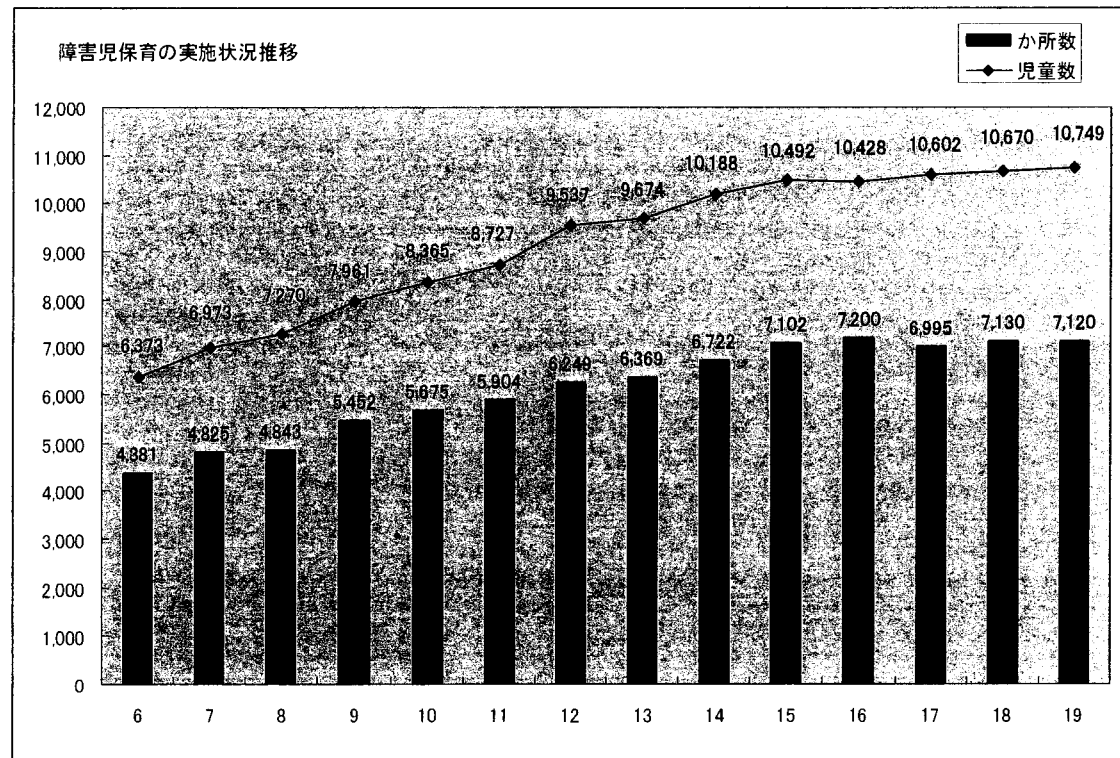


資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

保育所における障害児の増加

- 保育所において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増えつつある。

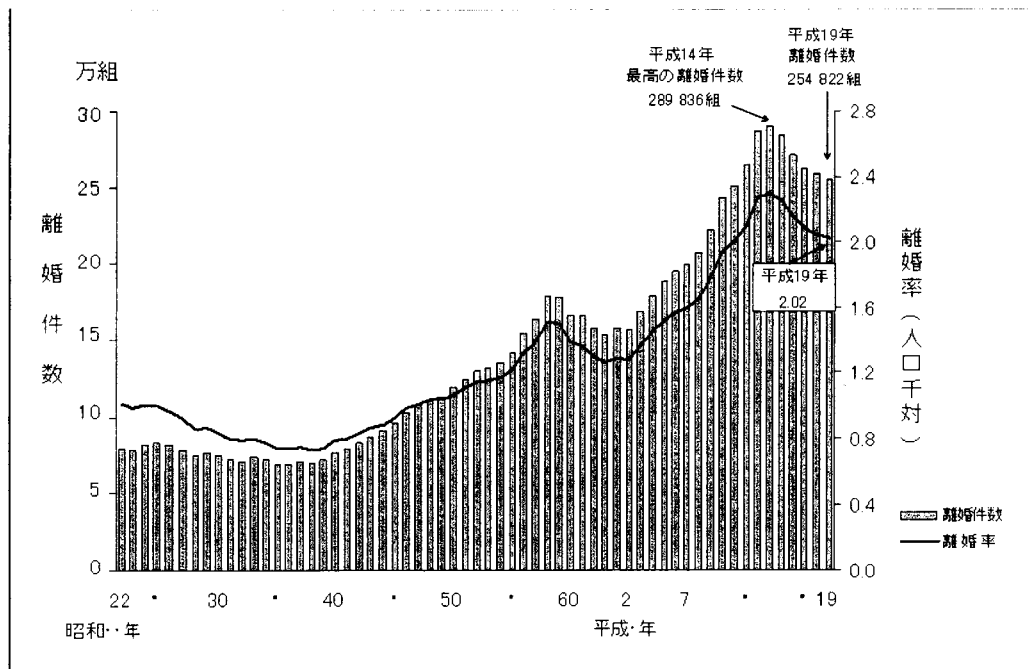


(資料出所) 厚生労働省保育課調べ

ひとり親家庭の増加(家庭環境の変化)

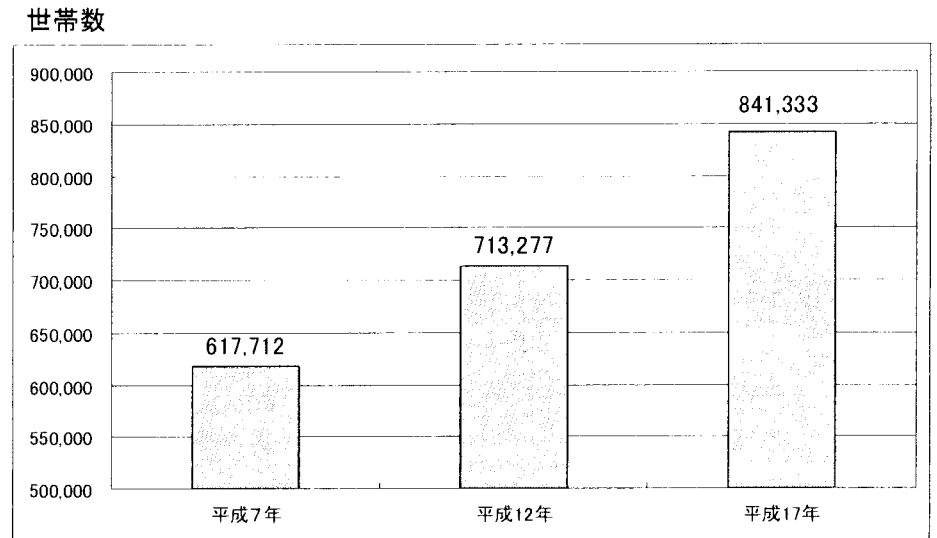
○ 近年の離婚数の増などに伴い、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)は、ここ10年で4割近く大幅に増加している。

離婚件数及び離婚率の推移



(資料出所) 平成19年人口動態統計

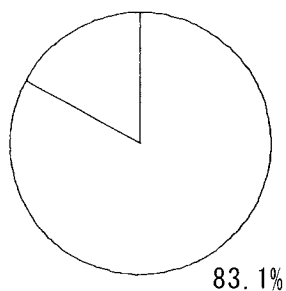
ひとり親世帯数の推移



(資料出所) 国勢調査

保育所が取り組む家庭への支援

保育所における育児相談の実施の有無



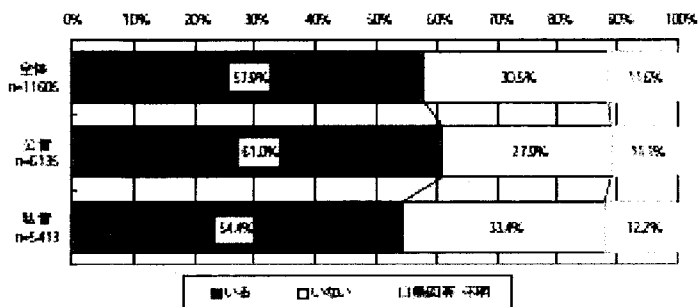
(資料出所) 平成18年社会福祉施設等調査報告

- 育児相談ありと答えた保育所は全体の約83%である。
- そのうち、約92.1%が面接相談、約89.9%が電話相談、約17.7%が育児学級の開催を行っている。

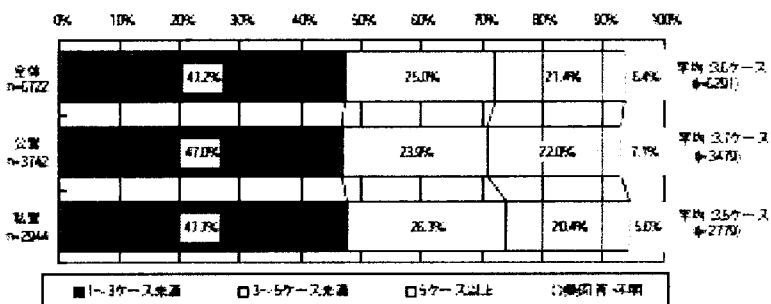
- 生活面、精神面での支援の必要な家庭の有無については、6割近くの保育所が「いる」と答えている。
- 「いる」と答えた保育所において、その支援の必要な家庭の数を見ると、平均3.6ケースと答えている。

生活面、精神面での支援の必要な家庭の状況

図表 2-5-1 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無：単数回答



図表 2-5-2 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭数：数値回答



(資料出所) 全国の保育所実態調査 (平成20年・全保協調査)

保育士の質を向上させるために課題となる事項

- ・ 人間性の向上
- ・ 専門職としての知識
- ・ 第三者評価を活用した保育内容の理解
- ・ 研修システムの確立
- ・ 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- ・ 保育士養成課程の充実

(資料出所) 全国保育士会委員意識調査結果 (平成16年3月全国保育士会)

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得していながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所得者の保育士資格取得の推進

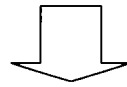
幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

児童福祉施設最低基準の改正

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第2項に規定する健康診断を含むものとする。



第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める。

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正（児童福祉施設最低基準の見直し）
 - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

1 保育実践の改善・向上

～養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。～

① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、自己評価に関するガイドラインを策定する予定。

② 保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

国は、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究の支援に努めるとともに、当該研究成果の活用を図る。

都道府県及び市町村においても、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 新保育所保育指針に基づく保育実践のためのDVDを作成し、各自治体に配布し、各地で行われる研修等に活用。

③ 情報技術の活用による業務の効率化

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

④ 地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

2 子どもの健康及び安全の確保 ～保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。～

① 保健・衛生面の対応の明確化

国は、保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを策定する予定。

② 看護師等の専門的職員の確保の推進

国は、保育所における体調不良の子どもへの対応など健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

【現在の国における取組状況】

- 入所児童の健康・安全管理を充実させるほか、配慮が必要な子どもに対応するなど、保育所の機能の充実を図るため、保育所へ計画的に看護職員を配置する旨の来年度予算概算要求を行った。(定員121人以上施設を対象)

③ 嘱託医の役割の明確化

国は、子どもの健康支援等に当たって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、嘱託医の業務を明確化する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、嘱託医の業務の明確化を含めて検討予定。

④ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

都道府県及び市町村は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

⑤ 地域の関係機関等との連携

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

3 保育士等の資質・専門性の向上

～保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。～

① 保育所内外の研修の充実

国は、保育所が、保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する。都道府県及び市町村は、上記ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ることが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを策定する予定。

② 施設長の役割の強化

国は、保育所の役割や社会的責任を遂行する施設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する。

【現在の国における取組状況】

- 現在、施設長に求められる役割などを踏まえ、検討中。

③ 保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直し

国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育士・保育士養成課程の在り方などについて検討する予定。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

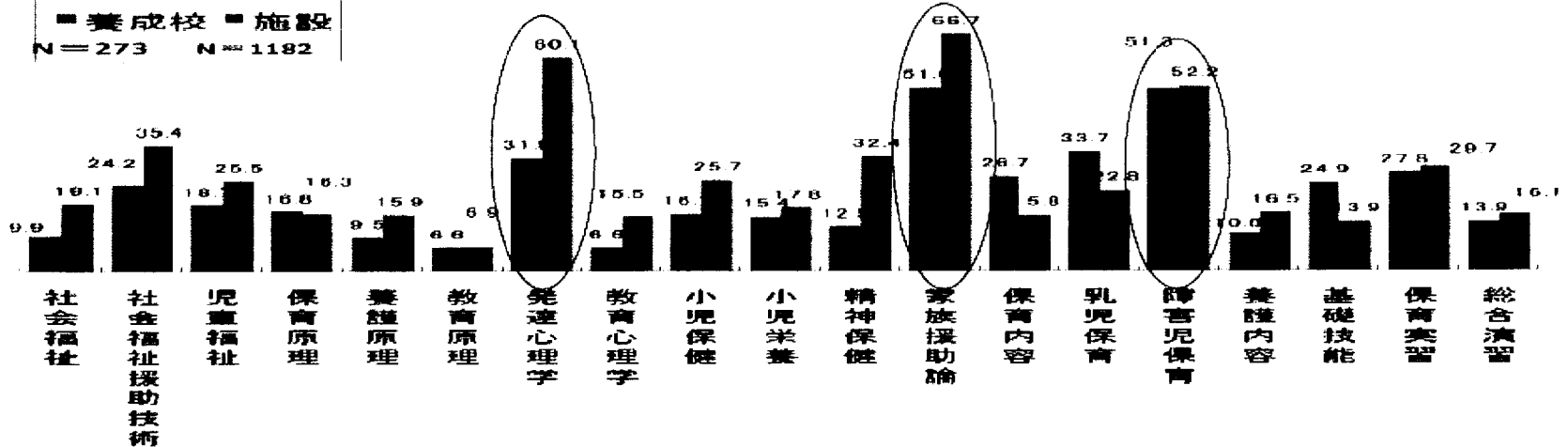
社会福祉施設等調査(H17年)

保育士養成課程(概要)

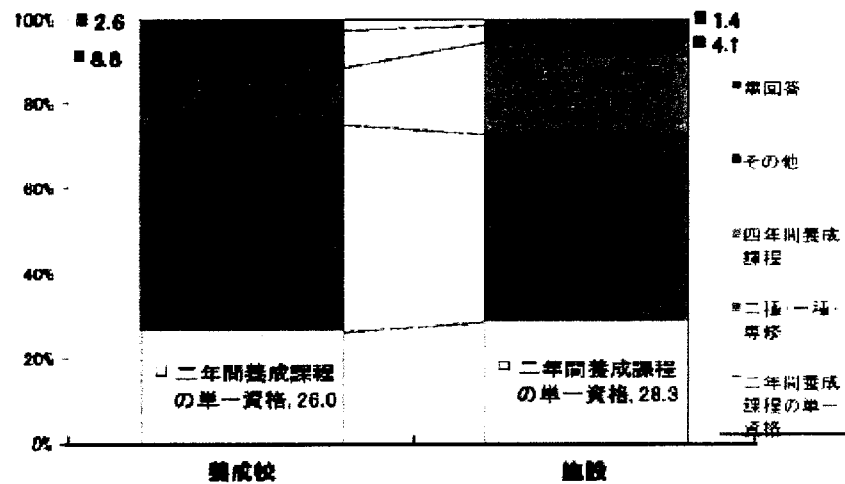
- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士養成について

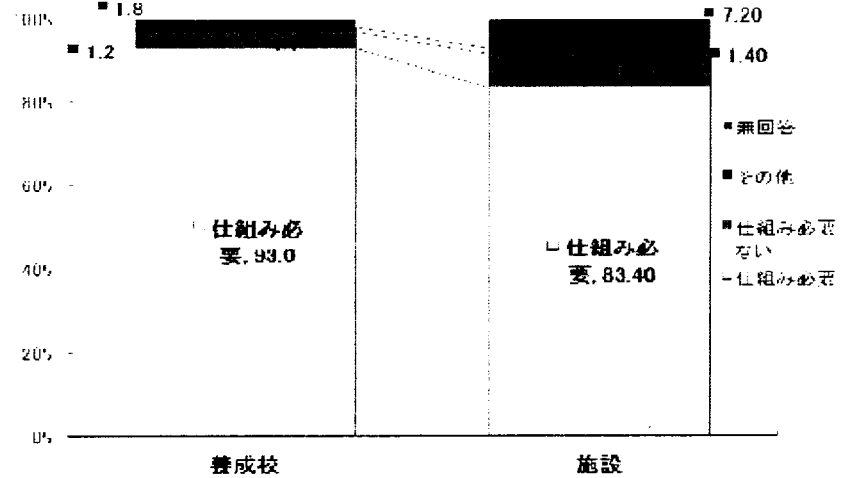
保育士養成においてさらに充実が必要と思われる項目



望ましい保育士養成年限について



四年間養成課程資格へのステップアップについて



(資料)平成18・19年度厚生労働科学研究「保育士の養成に関する研究」(研究代表 東洋英和女学院大学 大嶋恭二氏)より

4 保育を支える基盤の強化

～ 1から3に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。～

① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン（「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」（平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知））を改定する。〔一部再掲〕

【現在の国における取組状況】

- 自己評価に関するガイドラインを踏まえて、現行の第三者評価に関するガイドラインを改定する予定。

② 保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用

国は、保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果、資料等をデータベース化し、保育士や研究者、行政関係者等が活用できる体制を整備する方策について検討する。

【現在の国における取組状況】

- 保育関係の各種研究成果・資料等のデータベース化及びその活用方策等について来年度調査研究を行う予定。

③ 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

都道府県及び市町村は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

④ 保育環境の改善・充実のための財源の確保

国は、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保に努める。
都道府県及び市町村においても、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保することが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進するための保育環境改善事業について来年度概算要求を行った。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

- ・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人(3:1)	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・ 0、1歳児を入所させる保育所 : 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積 : 1.65㎡以上/人 ほふく室の面積 : 3.3㎡以上/人
- ・ 2歳以上児を入所させる保育所 : 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

→ 保育室又は遊戯室の面積 : 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積 : 3.3㎡以上/人

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業

1 研究の目的について

- 保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営みに適したものになっていないとの指摘がなされている。
- このため、地方分権改革推進委員会での議論も踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）の科学的検証のほかに、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）としてどのようなものが考えられるか検討を行う。

2 検討メンバーについて

- 学識経験者
 - ・ 建築・設計に係る専門家
 - ・ 児童の発達に係る専門家
- 自治体関係者
- 保育関係者
- 保護者代表

3 事業期間について

- 平成20年度中に、基準案及びガイドラインを含めた報告書を作成し、報告を行う予定。

保育所保育士配置基準

	乳 児	1 歳	2 歳	3 歳	4歳以上
中央児童福祉 審議会の意見具申 (昭和37年度)	3:1 43年度 意見具申	6:1		20:1	30:1
23～26年度	10:1		30:1		
27～36	10:1		(10:1)	30:1	
37・38	10:1 (9:1)			30:1	
39	8:1		9:1	30:1	
40	8:1			30:1	
41	(7:1)			30:1	
42	6:1			30:1	
43	6:1			(25:1)	30:1
44～平成9	(3:1)	6:1		20:1	30:1
平成10～	3:1	6:1		20:1	30:1

休憩保育士	(1 人)
-------	---------

主任保育士代替保育士	(1 人)
------------	---------

- (注) 1. 配置基準は、最低基準による。
2. () 内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

各国の保育制度（職員配置、施設設備の基準）

国名	職員配置	施設・設備
日本	<p>0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1</p> <p>保育者は有資格者のみ</p>	<p>○2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所</p> <p>○2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具</p>
アメリカ	○各州まちまち	○各州まちまち
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	<p>○公立保育所 1 : 1～6 : 1（年齢による）</p> <p>○私立保育所 0～2歳児 3 : 1 2～3歳児 4 : 1 3～5歳児 8 : 1</p> <p>保育職員の半数以上は有資格者</p>	<p>○児童一人当たりの面積</p> <p>0～2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡</p>
スウェーデン	○プレスクール 通常、15名～20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	<p>○全日保育 （少なくとも1名が有資格者）</p> <p>2歳未満児 5 : 1 2歳以上児（※） 1～6名に保育者1名 7～20名に保育者2名 21～30名に保育者3名 31～40名に保育者4名 41～50名に保育者5名</p> <p>2歳未満児・以上児混合 1～3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様</p>	<p>○全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）</p>

保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上 7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの導入(案)

○ 下記の科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを法令などで位置づける。

1 保育所保育指針の見直し

保育所保育指針の改定について、(定期的に) 行うこととする。

※ これまでの改訂経緯

- ・ 昭和40年 保育所保育指針策定
- ・ 平成2年 第一次改定
- ・ 平成12年 第二次改定
- ・ 平成19年 第三次改定



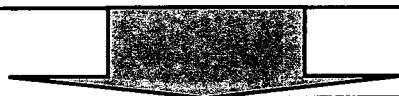
2 保育所の最低基準の見直し

保育所保育指針の改定を踏まえて、これに定める保育内容を実際に行えるよう、保育所の職員配置、施設設備等に関する最低基準を、財政的な観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。



3 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育所保育指針の改定等を踏まえて、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進する。



4 次回の保育所保育指針の改定に向け、必要な調査研究の実施

追跡調査などにより、次回の保育所保育指針の改定等に資するために必要な科学的・実証的な調査・研究の蓄積を進める。

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（抄） （平成20年5月20日）

3 サービスの質の維持・向上

(1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討すべきである。

(2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要である。

次世代育成支援に関する各種提言等 (多様な提供主体の参入関係)

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

認可保育所には市町村が開設する公立と、「官」以外が設置主体となる私立がある。また、公立の中には、市町村が運営する「公営」と、民営化され、社会福祉法人を始めとする民の経営による「私営」がある。

近年の認可保育所の設置状況を「社会福祉施設等調査」(厚生労働省)で見ると、箇所数の推移では、公立が減少、私立は反対に増加傾向にあり、平成19年現在では公立がまだ過半を占めているが、早晚、公私比率は逆転すると予想される。

同じ認可を受けた保育所であっても、経営主体によって、そのサービス内容は大きく異なっている。例えば、障害児保育を除く、その他の様々な種類の保育実施率は、私営がすべて公営を上回っている。

一部の地方公共団体では公設民営化の動きがあるが、平成18年の私営は363箇所と公立全体に占める割合はわずか3%に過ぎず、公立保育所のほとんどは依然公営である。また、私立の認可保育所の内訳では、社会福祉法人による経営が9割と圧倒的に多く、平成18年までの5年間で約1,300箇所も増えている。一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会社やNPOを含む「その他法人」が経営する比率は、平成18

年で5%にとどまっており、保育所事業への参入が進んでいないことがわかる。

地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、国の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社立となる事例はごく稀である。また、現在、私立保育所への施設整備交付金は、社会福祉法人立の保育所に限られており、株式会社、NPO法人は補助対象外である。社会福祉法人が半「官」的な存在とすると、実質的な官民のイコールフットイングがはかられていないと言える。さらには、保育所運営では株式会社であっても社会福祉法人会計が求められており、株主への配当が制限されるなど、参入の大きな障害となっている。

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。

具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する

等の対策が必要である。なお、1点日については、憲法89条の解釈問題が背景にあるものの、介護保険など、既に直接補助を行っている例に照らせば、直接補助を行うことによりほぼ解決できると考える。

「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」(東京都)
(平成16年5月)(抜粋)

第3 都が実施すべきこと

1 国に求める認可保育所改革

(3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和

- 認可保育所の待機児童が急増し、多様な保育サービスが求められている中、「選択」と「競い合い」を通じて保育サービスの向上を図っていくため、また待機児童解消に向け保育の総量を増やすため、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要となっている。
- そのためには、「中間のまとめ」でも述べたように、事業者間の対等な競争条件を整えられるよう、現行のシステムにおける補助制度、税制面等の見直しが必要であり、都は国に対し、強くその改革を働きかけていくべきである。
- また、大都市においては土地を自己所有することが難しく、賃借物件での保育所の設置が現実的である。既に賃借方式は平成12年度から規制緩和により認められているが、開設時における施設改修費や家賃の負担が重く、実際には普及していない。施設改修費への補助や、運営費の用途制限を一層緩和し、柔軟に活用できるよう、国に提案要求していくべきである。

保育サービスの提供の新しい仕組みに関する意見

少子化対策特別部会
内海裕美

いつもたくさんの資料を用意して頂き、保育園利用者だった過去と園医として公立保育園、東京都認証A型、B型、認定子ども園、幼稚園（公立、私立）に深く関わっている私にも漠然とわからなかったことが明らかになりとても勉強になっています。

- 1) 少子化対策は国の重要かつ緊急課題であることの認識がまだまだ弱い。

国も企業も一般国民も。。。

次世代が生まれない、生まれてもまともに育たない。

本日の資料2の10頁はあらゆるどころ、場面でアピールすべきだと思います。

- 2) 就労支援をしつつ子どもの最善の利益を確保する保育所と、子育てに専念しながらも支援を必要とする場合の子育て支援拠点のありかたは別に検討したほうが良いような気がします。

就労支援としての保育所の潜在ニーズを満たしたとしてもまだ半数近い女性は子育てに専念するという状況だと思います。

子育てに専念することも許容する方向であるなら（北欧は子どもが1歳になればほとんど職場復帰して税金を納めるという状況ですが）就労ではない一児あずかりの制度も導入した親子育ちの場を作る必要があると思います。

こんにちは赤ちゃん事業から継続した地域での子育て支援が今までの保育所とは異なった体系で必要ではないでしょうか？

虐待で殺される子どもが少なくとも1週間に2.5人です。保育園に行っている子どもは少ないと思います。孤独で密室化している家庭で多くは起っています。

スウェーデンでは地域に開かれたオープン保育幼稚園があって、育児休業中で子育てに専念している父親、母親と子どもたちの育ちの場になっています。

- 3) 現在、子どもたちはどこでどのような形で実際に保育されているか網羅した資料が欲しいです。

ベビーホテルや事業所内保育所、院内保育所などさまざまな場所で子どもが保育されている実態を共有の知識として持つておく必要があると思います。このあたりがきっと民間参入云々と言った議論に役に立つと思いますので。

- 4) 子どもを産んで良かったと思う国にするにはどうすればいいのか。ここを目標にしなければ待機児童が0になったとしても子どもの数は増えないと私は思います。

保育所に入れたから仕事が続けられる、、そんな簡単なことではありません。

企業側の子育て世代へのよほどの協力あるいは配慮がなければ（あるいはそのような行動をとれるインセンティブや国の支援がなければ）、働くことをあきらめている女性が山ほどいることも忘れないで欲しいと思います。

- 5) 医療崩壊と言われ、特に産科、小児医療の崩壊の中、誰が安心して妊娠して、産み、育てることができるでしょうか？

- 6) 子どもを産んだら楽しいことがある、少なくとも損はしないという展望がもてる国にしていきたいものです。

- 7) 現在の保育に欠ける要件を仮に見直したらこうなる第1案、第2案、、、みたいなサンプルを作ってみて、これではここが困る、みたいな具体的な議論もそろそろ必要になるだろうと考えています。

以上です。

* 特別寄稿：保育園入園までの道のり

かつて措置制度であった頃、保育園に子どもを入れるのに涙ぐましい努力をした、という話をよく聞いた。「敢えてみすぼらしい格好をして、涙を流しながらお願いしないと入れてもらえない」「有力な議員さんに何とかお願いしたら入れてもらった」といった話さえあった。ただ、それはもはや昔話だと思っていた。

ところが、保育所制度が措置から選択に変わり、行政主導から利用者主権になった（はずの）今日、依然として古い体質が残ったまま我が子の入園に苦労している人が実際にいたことに驚かされる。しかも、その人だけが必ずしも例外的なケースとは思えないところに、問題の根の深さがある。

待機児童のいる地域で入園に苦労するというのは分かる。入園できずに待機する場合があることも理解できる。しかし、入園できる、できないということと、児童福祉の観点から親身に対応するかどうかということとは違う。待機児童を増やしたくないという行政の思いも分からないではないが、だからといって利用者の気持ちを斟酌する必要はないということにはならない。

ここに掲載した寄稿に対しては、様々な受け止め方があるだろうし、賛否が分かれるかも知れない。しかし、こうした現実があることも確かである。改めて利用者の立場や子どもの最善の利益という観点から、この寄稿が訴えるものを考えてみる必要があるのではないだろうか。

なお、寄稿者の梨花（りか）さんは、“トークパフォーマー”と介護スタッフという二足の草鞋を履く一児の母。今回の顛末を伝え聞いた発行人が寄稿を依頼した。

「待機児童」という言葉を実際にわが身をもって体験するまでは、「昔の話」で済ませていた。少子化が社会問題として叫ばれて久しい昨今、いくらか改善されているであろうと思っていたからだ。

しかし実際は、子どもの数が減ったとはいえ保育園に預ける親が増えていて、慢性的に不足している状態であり、当然地域格差もあるのだが、運の悪いことに私の住む地域は「保育園不毛地帯」と呼ばれる処であった。元来の楽観的な性格から「どうにかなるだろう」と高を括っていたが、「どうにもならないかもしれない」というお先真っ暗な4ヶ月を過ごすはめになってしまったのである。

私の娘（現在、1歳10ヶ月）の入園騒

ぎは、今年の春突如として始まった。娘の父親である連れ合いと事実婚を解消し、いわゆる“母子家庭”になったので、すぐにでも働かなければならなくなったからだ。突如とは書いたが予想もしていたことで、去年の秋にはもしもの場合にと近くの保育園を見学し、今春からの一斉入所のための申請書も手にしていた（しかしながら、11月申請書配布、12月申請書提出、1月面接、3月決定——という長期間を要する手続きは何かならないものだろうか）。しかし、結局その時点で申請はしなかった。もし別れることになったら、実家のある東京に戻るかもしれないとも考えたし、それより何より連れ合いとの関係修復や将来について考えるの

が精一杯で、具体的に保育園をどうするかまでには頭がまわらなかったからだ。

そうした行動の遅さが入園までの道のりを遠くしたことは否めない。しかし、私のような理由でなくとも、転勤や介護の問題などで年度の途中で急遽保育園に預けねばならなくなる人も多いただろうに、そうした人たちの受け皿は決して広くないというのが実感である。

急遽スタートした保育園探し 積極的に助ける姿勢見えない役人

「4月入園の時期を過ぎたばかりですから、動きが出る可能性は低いですよ」

あっさりと言った役所の担当者Aさんは言った。毎日同じような相談を受けるからなのか、マニュアルのような返答だ。4月中旬より事実婚解消に伴う経済的な支援や住居探しの相談で何度か窓口を足で運んで来たにも拘らず、こちらのせつぱつまった状況に対し積極的に助けようとはしてくれない。こちらが聞くこと以上のことは答えない。しかも、具体的な保育園入園についての話を5月にはしていたのに、私が正式な書類を提出していなかったというだけの理由で、待機児童のリストに名を載せてくれない。その事実もこちらが問うたことで判明し、慌てて6月に入って申請書を提出した。

なかなか入園先が決まらないことに対し、「泣き落としでいかなきゃ」「社会勉強よ」「議員さんに知り合いは？」などと周りの人は言う。それは世の中を渡る術ではあろうが、“福祉”は“おもらいさん”ではない。当然の権利である。憲法にも保障されているではないか。

役所の担当者Aさんからは、私の希望するA保育園に対して、「あそこは来春まで待っても無理ですね」と一蹴された。

「いまならB保育園か、隣の区ならC保育園（最寄り駅より8つ先）なら入れますけど」

緊急とはいえ何処でもいいわけではない。A保育園は家から近いこともさることながら、園庭開放をしているので時々娘を連れて行き、保育士さんとも顔見知り、園の方針も共感できる。通わせている親の評判も良かったので、是非そこにとの思いがあった。それに反し、すすめられたB保育園は以前見学した際あまり良い印象を持たなかった。C保育園は家からも職場からも遠すぎて論外。朝のラッシュ時に1歳児を電車に乗せるなんて考えられない。

「他のお母さん方も遠くても頑張って通わせてますよ」

何気ないAさんの一言にカチンと来た。「その人たちもシングルマザーですか？」と、口を突いて出そうになったが心に留めた。そりゃ、やってやれないことはない。だが、ひとり親の不安は、もし私が倒れたらどうなるかということだ。そのためにも少しでも理解のある条件の良い保育園に入れたい、と思うことがわがままなことだろうか。

周りの母親仲間にも相談した。いわく、本当に入りたい園があるのだったら、そこ以外はだめだという姿勢を通した方がいい、と。保育園見学も行く気がないのなら下手に行かないほうがいい。何故なら園から役所に連絡が行き、見学に行ったということで行く意思があると見なされ、ごり押しで決められてしまう可能性が高いというのだ。

なるほどそういうことか。市の発表では待機児童は1パーセント以下だという。

通園が不便であろうが、多少の不満があろうが、役所側としてはそうやって“とりあえず”入れてしまおうということなのだろう（母子家庭で兄弟を別々の保育園に通わさざるを得なくて大変だった、という話も聞いた）。とりあえずでも入った後、空きが出た時点で希望の園に移ればという考えも頭をよぎったが、それは無理だと知った。基本的に一度入ってしまえば転園は出来ないとの役所の返事だった。

待機児童1%以下の実態は 親が不満でも取り合えず入所

「とりあえずと思って我慢して入っても、母親が嫌がっている園は子どもにとってもよくない。毎日のことだからやはり家から近いところがいいよ」とは、保育士をしている友人の助言だ。ならばやはりA保育園しかない。私は園長に直談判に行った。

結果は不可だった。保育園入園については園側では決められず、あくまで役所が決定することだから、と。その返事の内容は役所の窓口と変わらぬものであったが、冷たく響きはしなかった。何故なら私の話をじっくりと親身になって聞いてくれたからだ。“泣き落とし”という演技ではなく、自然に涙が出てきた。先行き不安な思いを誰かに受け止めてもらいたかったのだ。

「本来、〇〇さん（私）のように困っておられる方を手助けするのが行政や園の役割ですのに、本当に申し訳なく思います」と園長はおっしゃった。

一度断られてもあきらめないほうが良いとの母親仲間の言葉もあったので、その後もA保育園へは何度となくアピールしつづけた。夏に転勤などの移動で一人

くらい空きが出るのではと期待した。だが、見通しは暗く、だんだんあせりが色濃くなる。

相変わらず役所は頼りにならないので、範囲を拡げて自分の足でいくつかの園を見て廻った。ほとんどは定員オーバー、来春ならどうか、というところや、条件のよくないところもあり、決定にはいたらない。

やはり初志貫徹、A保育園でいこうと再度役所へ足を運んだ。就労証明書があったほうが有利だということで、育休中の職場にお願いして提出した。援護射撃も必要だと生活相談の窓口から前もって役所へ電話もしてもらった。それでもだめだった。「他の方も待っておられますし」とのAさんの返事に、「優先順位の付け方を説明してもらえますか？」とつい声を荒げてしまった。母子家庭で私が働かねば生活できない状況の中、これ以上の緊急性がどこにあるというのか。

すでにB保育園も定員オーバーになってしまい、保育ママも近くで空いているところはなく、一時保育という手もあるが週3日以上あずかってはもらえず、保育料のことを考えても現実的ではない。盆休みが近い。このままでは貯金も底をつく。実家に帰らなければならないのか…。諸事情あってこの地に留まることを決意し、すぐにでも働ける場所があるというのに、保育園が見つからないばかりに本当に理不尽な話である。

しかし、半ばあきらめかけていたところに一筋の光が見えた。たまたま道で声をかけてくれた、以前子育てサークルで顔を合わせたことのある人に、保育園が見つからず困っていることを伝えると、「T保育園って評判いいみたいですよ、一度行ってみては」と言われ、早速その

日に出かけた。駅で4つ目、自転車で20分と遠いこともあり、実際に通うのは無理かと思ったが、行ったついでに見学させてもらうことにした。しかし、それが正解だった。

頼りになる口コミ

自力発掘した入園先は高評判の園

突然の訪問にもかかわらず、とても丁寧に対応してくれた。正直言って老朽化した園舎を見て、「どうしてここが評判がいいのだろう？」と思ったのだが、実際に見学して納得した。園舎の古さや園庭の狭さというマイナス面を補ってあまりある、保育士さんたちの愛情と工夫で豊かな保育を実践している様子を垣間見ることが出来、多少遠くてもここに入りたいと思った。主任の方に入園希望の旨を伝えると、あと一人か二人ぐらいなら大丈夫なので早めに役所に手続きに行ってください、と言われ心底喜んだ。

隣の区ではあるが、手続きは居住区でのことだったので、担当者Aさんのところへ今度ばかりは明るい顔して出向いていった。

ところが、ここで一軒落着とはいかなかったのだ。

「電話で（T保育園管轄の役所へ）確認したところ、T保育園はもうすでにいっぱい無理だということです」とAさんはいつものように淡々と言った。

頭が真っ白になった。

「でも、園ではいいと言われたのですけど…」

「あそこの園はお母さんたちにいい顔したいので、いつもそんな風に答えるから役所としても困っているとのことでしたよ」

そのもの言いに私は堪忍袋の緒が切れ

た。

「私が毎回どんな思いでここに通ってきたかわかりますか？ 子どもを抱えて預け先が決まらない不安がどれほどかわかっているのですか？ どんなに現状を訴えても何も変わらず、結局自力で探したんじゃないですか、T保育園だって。やっとの思いで見つけたのに、そんな言い方ないでしょ！ もし向こうの役所の言い分が本当なら、T保育園にそんないい加減なことを言ってくれるなと忠告してくださいよ！」

あまりの大きな声に周りの人の視線が集まる。感情的になって大人気ないと恥ずかしくなったが、心身ともにもう限界だったのだから仕方ない。

それが効を奏したかどうかはわからないが、数日後Aさんから電話があった。向こうの役所で再度会議をしてもらい、私の娘のT保育園入園が決定したという連絡であった。これで本当に一軒落着。9月から無事入園できる運びとなった。

余談ながら、このT保育園、偶然が重なって入った園ではあるが、とても志が高く評判通りの園であった。給食には特に力を入れているようで、娘のアレルギー食も丁寧に対応してくれ、また、亡くなった初代園長は保育士の労働条件改善のために労を尽くした人だったそうだ。そして何より感激したのは、入園前の面談日、現園長よりこんな言葉を頂戴したことだ。

「日本国憲法の基本的人権にのっとり、子どもの人権を第一に考えている園ですので、お母さんはどうぞご安心してお子さんをお預けください」

入園から2ヶ月、娘は嬉々として毎朝登園している。ありがたいことである。

(了)

東京都認証保育所協会
認証保育所の在り方に関する研究会：報告書（平成17年3月）
（抜粋）

2. 認証保育所の特長とケーススタディ
〔認証保育所の特長〕

（略）

「利用者と保育所の直接契約」については、やはり利用者が自分で積極的に保育所を選べるということで、満足度を高めることにつながっているのではないかと思います。認証保育所に対する利用者の満足度をみても、特に満足していることとして、「保育士の対応」（約61%）、「保育所の雰囲気」（57%）、「保育方針、保育理念」（22%）といった点が挙げられていることから、そのことがうかがえます。

また、直接契約であるということは、子どもの受け入れに際して、保育所の判断で入所できるかどうかすぐに分かるという利点があります。現行の認可保育所制度においては、保育の実施に責任を負う区市町村が入所の決定をすることになっていますが、その手続き等に一定の時間を要したり、待機の期間を明確にできなかつたり、いつどこに入れるか直前まで分からなかつたり、待機した挙げ句に入所できなかつたりといった、利用者にとってのストレスが決して小さくありません。それに比べて、認証保育所の入所は比較的スピーディーです。これは、必ずしも制度的な特長とは言えないかも知れませんが、実態的な意味で一つのメリットであると思われます。保護者アンケートをみても、認証保育所を選んだ理由の一つとして、「申し込んですぐに利用できる」が2割近くありました。

しかも、直接契約であることに加えて、「月単位で柔軟に契約を切り換えることができる」ことが、利用者にとって大きなメリットになっています。例えば、週4日で契約していた利用者が、仕事の関係で忙しくなったため、週4日に一時保育を組み合わせて、実質的に週5日の利用になったケースがあります。そのときに、保育所側の勧めで翌月から週5日の契約に切り換えたところ、週4日に一時保育を組み合わせた場合よりも、利用料が安くなったといえます。仕事に余裕ができたなら、また週4日に戻せばいいわけです。働き方に応じて月単位で契約を変えられるというのは、利用料金の面で大きなメリットがあります。それと同時に、実際に必要な時間や日数以上に子どもを預けるということをしなくていいため、単にコストの面だけではなく、親子のライフスタイルを大事にするという意味でもメリットがあると言えます。

（以下略）

第13回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年10月6日	参考資料4
----------------------------------------	-------

保育サービスの提供の新しい仕組みに関する意見

少子化対策特別部会
庄 司 洋 子

1. いわゆる「待機児童」がどのようなかたちで待機しているのか、資料があれば提示いただき、その実態を知っておくことが必要ではないかと思えます。もしないのであれば、今後、そのようなかたちで実態把握することを考える必要があると思えます。
2. 保育の質についての検討は、当然ながら、子どもの発達保障という視点から議論されることになると思えますが、前回会議に出ていたように、その手前での少子化を問題にする際にも、子どもの発達という視点からの議論が必要であると感しました。すなわち、少子化への対応は、持続可能な社会保障システムという観点ばかりでなく、現在の子どもの発達環境への影響という観点をきちんと入れておく必要があると思えます。

(連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
少子・高齢化対策第1担当参事官 川又 竹男
(直通) 03-3581-1403

「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催について

1 趣旨

- 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)及び「5つの安心プラン」(平成20年7月)に盛り込まれた認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を開催する。

2 検討会委員(五十音順)

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
安藤 哲也	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
池本 美香	日本総合研究所主任研究員
井戸 敏三	兵庫県知事
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
長田 朋久	横川さくら保育園園長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
齋藤 正寧	秋田県井川町長
田村 哲夫	認定こども園青葉学園野沢こども園園長
中澤 卓史	高知県教育長
無藤 隆	白梅学園大学教授
森 貞述	愛知県高浜市長
※ 山懸 文治	大阪市立大学生活科学部教授
吉田 敬岳	自由ヶ丘幼稚園園長
吉田 正幸	(有)遊育代表取締役
若盛 正城	認定こども園こどものもり理事長
渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長
※: 座長	

3 庶務

- 検討会の庶務は、内閣府が文部科学省及び厚生労働省の協力を得て行う。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省の課室長クラスから成る「幹事会」を設置する。

4 第1回検討会: 10月15日(予定)(時間、会場等については後日連絡)